

第4期奥州市地域福祉計画

【令和8年度～令和12年度】

奥州市

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の基本的な考え方	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画期間	5
5. 計画の策定体制	5
6. 地域福祉の基本単位	5
7. 前計画のふりかえり	6
第2章 地域福祉を取り巻く現状	8
1. 人口及び世帯数の推移	8
2. 世代別人口の推移	9
3. 在宅一人暮らし高齢者の状況	10
4. 障がい者の状況	11
5. 生活保護の状況	12
6. 民生児童委員の活動状況	13
7. 犯罪の傾向	15
8. 自殺死亡率の推移	16
第3章 計画の基本的考え方	17
1. 基本理念	17
2. 基本方針	17
第4章 施策の基本方向	21
1. 福祉で安心・安全な地域づくり	21
1-1. 地域住民相互による地域社会全体での包括的な支え合いの推進	21
1-2. 地域住民を主体とした地域福祉活動の推進	25
2. 福祉を支える組織づくり・人づくり	27
2-1. 移動困難者の支援の仕組みづくり	27
2-2. 地域福祉を支える地域団体の活動の推進	29
2-3. 地域福祉を支える人材の育成	32
3. 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり	35
3-1. 権利擁護の推進に向けた仕組みづくり	35
3-2. 包括的な支援の体制づくり	37
3-3. 必要なサービスにつなげる体制づくり	42
第5章 計画の推進方策	45
1. 計画の進捗管理	45
2. 包括的な支援体制による事業の推進	49
資料編	56

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

核家族化の進行や単身世帯、高齢化世帯の増加に伴う世帯構成の変化などにより、家族や近隣での助け合いといった地域社会のつながりが希薄化し、孤立やひきこもりが顕在化するなど、個人や世帯を取り巻く環境が大きく変化しています。また、近年は、様々な分野の課題が絡み合っ「複雑化」し、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど、課題が「複合化」している状況となっております。

これらの状況を踏まえて、社会福祉法の改正により令和3年4月から重層的支援体制整備事業が創設されました。市においても令和7年度から地域共生社会課を設置し、一層取り組みを進めていくこととなりました。

市では令和2年度に「第3期奥州市地域福祉計画」を策定し、行政・関係団体・地域住民の協働により、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の体制づくり構築を目指し、福祉のまちづくりを推進してきたところです。

このたび、令和7年度末に計画年度が終了することを受け、また、コロナ禍を経た人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、引き続き住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域共生社会の実現に向けた体制整備を進め、より包括的に地域福祉を推進することを目指すため、行政・市民・関係団体がそれぞれの役割を明確にし、「みんなで支え合う地域福祉の推進」を図ることを目的とし、「第4期奥州市地域福祉計画」（以下「地域福祉計画」という。）を策定します。

2. 計画策定の基本的な考え方

今回の計画策定では、全市的にアンケートを実施することによって、より広く市民の意見を取り入れた計画を策定することを目指しました。

また、令和3年3月31日に国から示された法改正後の「地域福祉計画の策定ガイドライン」に示されている「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」を踏まえながら、他の行政計画との整合性を図りつつ、様々な住民ニーズや生活課題に対応できる計画の策定を進めるものとなりました。

3. 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

奥州市地域福祉計画は、「奥州市総合計画」を上位計画とし、奥州市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるもので、地域福祉推進の理念・基本方針を定めるとともに、地域住民、行政、関係団体等が、それぞれの役割に基づいて取り組むべき地域福祉分野に関する活動の基本指針となるものであり、社会福祉法第107条の規定に基づき、市が策定する行政計画です。

また、奥州市地域福祉計画が地域福祉を推進する「行政計画」であるのに対し、奥州市社会福祉協議会（以下、市社会福祉協議会）が策定する奥州市地域福祉活動計画は、行政機関、市民などが協働で事業推進を行うための「民間計画」として、双方連携しながら地域福祉を推進します。

(2) 他の個別計画との関係

第4期奥州市地域福祉計画は、奥州市における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載し、『奥州市子ども計画』、『奥州市健康増進計画』、『奥州市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』、『奥州市障がい者計画』及び『奥州市地域医療介護計画』、その他の福祉分野の個別計画の上位計画として位置付けます。このため、本計画では、施策の方向や主な施策までを示すものとします。

また、本計画には次の「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」の各項目を盛り込み、関連する各個別計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を図る計画とします。

○市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

社会福祉法に規定されている「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」は、以下のとおりです。

計画に盛り込むべき事項	
①	地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
②	地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
③	地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
④	地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
⑤	地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

奥州市総合計画

大綱Ⅲ

健康で安心して暮らせるまちづくり

① みんなで支え合う地域福祉の推進

地域福祉計画 (行政計画)

基本方針

- 1 福祉で安心・安全な地域づくり
- 2 福祉を支える組織づくり・人づくり
- 3 包括的な福祉サービスの提供の仕組みづくり

連動

奥州市社会福祉協議会

地域福祉活動計画 (民間計画)

推進目標

- 1 誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり
- 2 地域福祉を支える仕組みづくり
- 3 市民の暮らしや活動を支える体制づくり

② 子育て環境の充実

(奥州市こども計画など)

③ 健康づくりの推進

(奥州市健康増進計画・奥州市自殺対策計画など)

④ 高齢者支援の推進

(奥州市高齢者福祉計画・介護保険事業計画など)

⑤ 障がい福祉の推進

(奥州市障がい者計画など)

⑥ 医療の充実

(奥州市地域医療介護計画など)

○地域福祉計画と地域福祉活動計画の連動

第4期計画奥州市地域福祉計画

奥州市社会福祉協議会

第4次奥州市地域福祉活動計画

基本方針 施策の基本方向

1. 福祉で安心・安全な地域づくり

1-1. 地域住民相互による地域社会全体での包括的な支え合いの推進

- (1) 地域の見守り体制の充実・強化
- (2) 日常生活を支え合う仕組みづくり
- (3) 地域住民との関わりを維持する暮らしの仕組みづくり
- (4) 助け合いを醸成する情報共有・情報発信

1-2. 地域住民を主体とした地域福祉活動の推進

- (1) 地域福祉活動の拠点づくり
- (2) 地域福祉活動に向けた財源確保
- (3) 災害発生時の避難支援体制の整備と日常的な見守り支援

2. 福祉を支える組織づくり・人づくり

2-1. 移動困難者の支援の仕組みづくり

- (1) 移動困難者の支援の仕組みづくり

2-2. 地域福祉を支える地域団体の活動の推進

- (1) 新規事業の参入を促進させる支援体制
- (2) 社会福祉法人の地域での活躍を促進させる体制整備
- (3) 地域における社会福祉活動の推進

2-3. 地域福祉を支える人材の育成

- (1) みんなで地域を創っていく意識醸成と住民主体の活動推進
- (2) 地域を担う人材の育成
- (3) 子どもの育ちを地域で支える仕組みづくり
- (4) 福祉従事者の育成・確保に向けた仕組みづくり

3. 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

3-1. 権利擁護の推進に向けた仕組みづくり

- (1) 権利擁護に関連する制度や事業の周知と利用支援

3-2. 包括的な支援の体制づくり

- (1) 制度の垣根を越えた包括的な支援体制
- (2) 課題を抱える世帯の支援に向けた全庁的な支援体制
- (3) 制度の狭間の問題を見逃さない支援体制
- (4) 再犯防止の推進
- (5) 自殺対策の推進

3-3. 必要なサービスにつなげる体制づくり

- (1) 住民に身近な相談支援体制の整備
- (2) 適切なサービス利用につなげる仕組みづくり
- (3) 利用者のサービス選択を確保する体制づくり

推進目標 推進テーマ

1. 住民主体による安心・安全な地域づくり

(1) 世代をこえて支え合い、一緒につくるまち

(2) 地域の困りごとに気づき、支え合いにつなぐ意識と参加の機会づくり

(3) 人が集い、つながりが生まれるまち

(4) 防災と福祉がつながる安心のまち

2. 地域福祉を支える地域組織・財源・人材基盤の強化

(1) 社会福祉法人とのつながりの中で誰もが支えられるまち

(2) ボランティアが活躍できるまち

(3) 地域づくりを支える新たな財源づくり

(4) 地域を支える人と仕組みがともに育つまち

3. 制度の狭間に対応した包括的な相談・支援体制の整備

(1) 権利が護られ誰もが安心できるまち

(2) ひとりにはない支えあいのしくみづくり

(3) 仕事や生きがいにつながる環境づくり

(4) 複合的課題に対応する制度横断的支援体制の構築

連動

4. 計画期間

第4期奥州市地域福祉計画は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間を計画期間とします。

なお、社会経済情勢や制度改正など、状況が大きく変化した場合には、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。

5. 計画の策定体制

地域福祉計画策定にあたっては、多様な主体が参加することを基本に、以下の体制で進めました。

(1) 奥州市地域福祉計画策定委員会

本計画策定にあたっては、市民が主体的に参加することが不可欠であることから、市民各界各層からの意見及び提言を求めるとともに、計画の進捗状況等について評価を行うため、奥州市地域福祉推進市民会議委員を奥州市地域福祉計画策定委員会委員に委嘱しました。

(2) 庁内体制

包括的な支援体制の整備を計画的に進めるため、全庁的な取り組みが必要となることから、関係各課と密に連携しつつ策定作業を行いました。

(3) 事務局

事務局を、福祉部福祉課に設置しました。

市民会議の運営については、市社会福祉協議会が設置する奥州福祉推進市民会議と共同で行うものとし、市社会福祉協議会が策定する第4次地域福祉活動計画と連携しながら計画を策定しました。

6. 地域福祉の基本単位

地域福祉の推進にあたり、市や市社会福祉協議会など全市で取り組む圏域を第1層、住民の生活圏域を踏まえた地域又は振興会の圏域を第2層、より身近な小地域の実践活動の基本区域にあたる行政区の圏域を第3層とし、各圏域の中で「支え合い・助け合い」による活動を実践します。なお、市社会福祉協議会で進める地域セーフティネット会議の圏域は、第3層を基本にしています。

ア. 第1層（全市の単位）

基本的な福祉サービスの提供や第2層及び第3層を支援します。また、専門性の高い相談や広域的な対応を行います。市は庁内各部署、市社会福祉協議会、関係機関と連携しながら地域福祉を推進します。

イ. 第2層（30振興会の単位）

地域福祉活動を推進するためには、地域内の福祉活動に主体的に参加する住民の意思を反映させるとともに、地域に生活する住民にしかみえない、また、身近にいなければ早期発見しにくい地域生活課題を収集する必要があります。

- ・山間地や市街地の地域ごとの特性や強みを活かして地域福祉活動を推進します。
- ・第3層だけで解決できない課題について、関係機関等へ相談することで問題の早期解決に努めます。

ウ. 第3層（333行政区の単位）

近年、地縁や血縁といった伝統的なつながりが弱くなり、さらに地域内の人と人とのつながりや地域への帰属意識の低下などにより、地域社会の脆弱化が懸念されています。

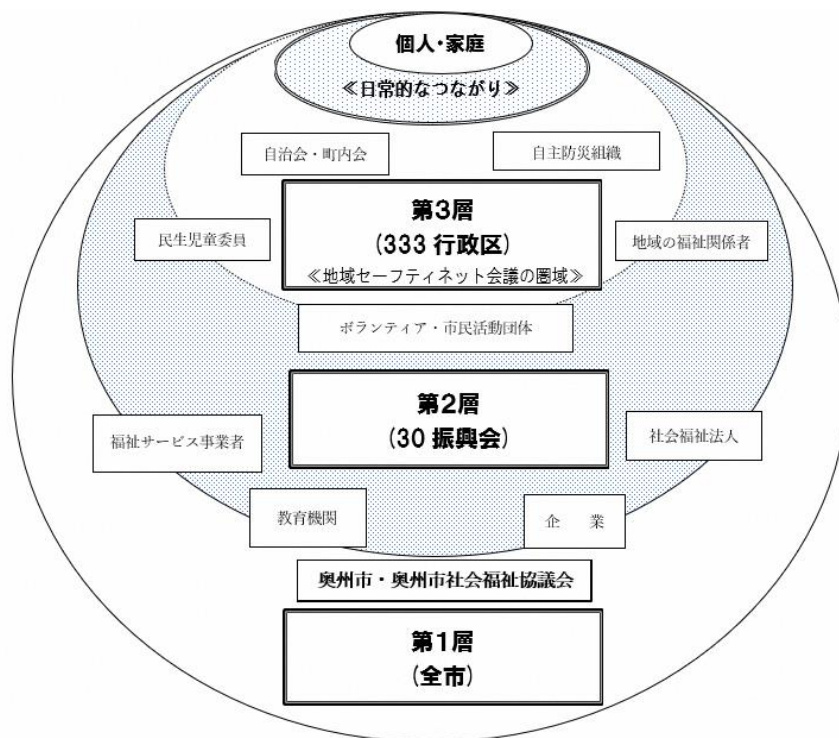
しかし、地域は生活の場であり、子育てや青少年の育成、防災や防犯、高齢者や障がい者の支援、健康づくりなど、様々な活動の基本となる場所です。地域生活課題を解決するためには、人と人とのつながりと、地域のまとまりを高める必要があります。

- ・地域生活課題を発見するために、お互いに顔の見える環境づくりを進め、地域生活課題について話し合える場をつくります。
- ・支援を必要とする方を支えるために、自治組織、ボランティア・市民活動団体、行政等と連携し、住民相互の協力による助け合いを推進します。
- ・住民同士がつながりを持ち、「支え合い・助け合い」による「共助」の意識の醸成に努め、地域活動への主体的な参加を推進します。

エ. 地域福祉とそれ以外の圏域

地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域は、各行政区が中心となります。高齢者福祉では、各地区の地域包括支援センターの範囲（振興会単位）、障がい者及び子ども等の各種計画では、奥州市（全市）が圏域の範囲となっています。

○地域福祉推進のための基本単位



7. 前計画のふりかえり

本計画の推進にあたり、市社会福祉協議会と協働し、福祉、地域、教育、産業経済、学識経験者、市民公募などの委員からなる「奥州市地域福祉推進市民会議」を設置し、意見や提言をいただきました。

第3期計画の期間中は、コロナウイルス感染症の影響によって、地域内での交流の希薄化がさらに顕著になり、様々な活動への制限が生じた時期がありました。その後も以前のような活動状況に戻ってはいない面があり、各地域における支えあう仕組みの再構築が模索されてきました。

(1) 福祉で安心・安全な地域づくり

地域生活を送る中での生活課題は、買い物、通院、除雪など多岐にわたり、様々な要因が複雑に絡み合っているため、全てを解決することは分野毎の対応では困難な状況であることから、情報提供を行いながら関係機関で連携して支援を進めてきました。

また、災害時に避難行動要支援者が安全に避難できる体制構築も課題であることから、市社会福祉協議会によるネット会議を推進し、取組みを進めてきました。行政区長や民生児童委員等、関係者協力のもと、対象者の状況変化の情報を更新しつつ、台帳にもとづく支援体制確立を図ってきました。地域によっては、災害に対する取組みの進捗に差があるため、庁内関係課とも連携し取組みを支援してきました。

(2) 福祉を支える組織づくり・人づくり

公共交通機関利用者の減少でバス路線の廃止が進み、自家用車を持たない高齢者や障がい者等にとって移動手段の確保が課題となっているため、関係機関と連携しながら、地区の状況に応じた仕組みづくりとして、買い物移動支援等、地域の声に応じたマッチング支援を推進してきました。

多様で複合的な地域生活課題に対応するため、公的福祉サービスの提供とともに既存の事業所との連携を深めつつ、様々な業種の事業所や団体の新規参入を模索し促進してきました。

地域福祉を支える民生児童委員の成り手不足の状況に対して、負担軽減を図り、活動を地域全体で行っていく体制づくりを支援してきました。また、介護・福祉・保育に従事する人材についても、成り手不足が課題となっており、人材の育成・確保に向けた施策及び働き方改革を推進してきました。

(3) 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

判断能力や金銭管理に不安を持つ方などの相談に対応するため、金ヶ崎町と共同で設置した「奥州金ヶ崎地域権利擁護あんしんセンター」を中心に、成年後見制度の利用促進を図り、関係機関との地域連携ネットワークを設置し、体制づくりを進めてきました。

ひきこもりの状態にある人が安心して過ごす場を提供し、本人や家族等への相談支援や社会参加をサポートするため、拠点となる居場所を令和6年4月に設置して支援を行ってきました。

また、包括的な支援体制づくりとして、令和7年度から奥州市重層的支援体制整備事業を実施し、属性にとらわれない「相談支援」の体制づくり、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」について、関係機関と連携して推進しています。

障がい福祉サービス等を利用していない障がい者や家族を対象に、親なき後の生活や緊急時に備えた対応の準備をする地域生活支援拠点等事業を実施してきました。

一方、安心して暮らせる社会の実現に向け、犯罪や非行の繰り返しを防ぎ、地域社会の一員として復帰できるよう「奥州市再犯防止推進計画」を策定し、関係機関と連携しながら施策を推進してきました。

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1. 人口及び世帯数の推移

奥州市の人口は、合併当時の平成18年度で130,696人でしたが、その後、年々減少しています。近年の世帯数は、横ばい傾向で推移しています。また、出生数は、減少傾向から横ばいで推移しています。

人口及び世帯数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口（人）	114,019	112,538	110,877	108,936	107,170
総世帯数（世帯）	45,961	46,149	46,363	46,464	46,694

資料：住民基本台帳，各年度3月31日現在



出生数

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出生数	610	581	544	428	429

資料：「奥州市の福祉」



2. 世代別人口の推移

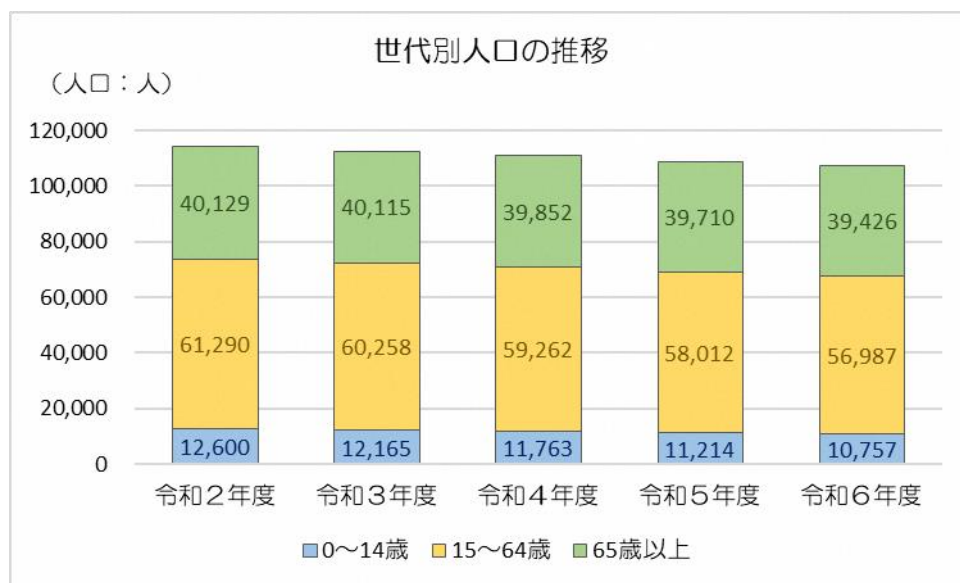
近年の世代別人口の推移をみると、年齢3階層全てが減少傾向で推移しています。高齢化率については、全国平均、岩手県平均を上回り、増加傾向で推移しています。

世代別人口

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～14歳	12,600	12,165	11,763	11,214	10,757
15～64歳	61,290	60,258	59,262	58,012	56,987
65歳以上	40,129	40,115	39,852	39,710	39,426
計	114,019	112,538	110,877	108,936	107,170

資料：住民基本台帳，各年度3月31日現在



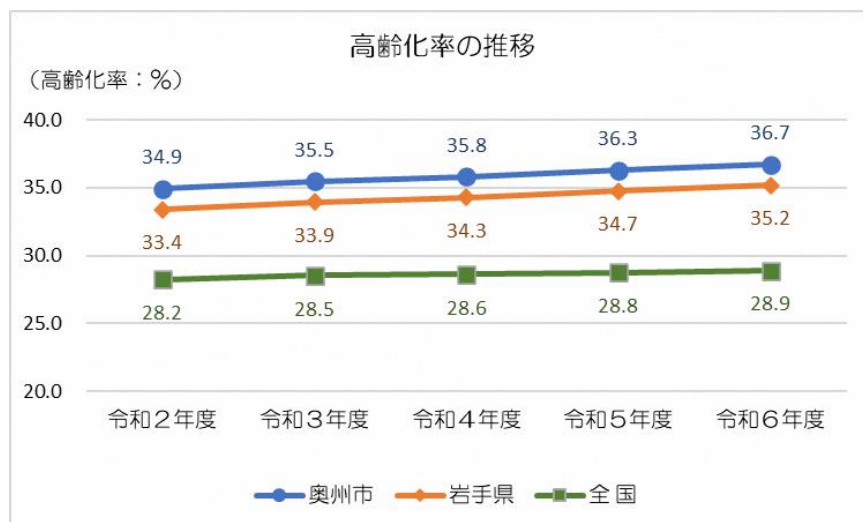
高齢化率

単位：%

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
奥州市	34.9	35.5	35.8	36.3	36.7
岩手県	33.4	33.9	34.3	34.7	35.2
全国	28.2	28.5	28.6	28.8	28.9

資料：総務省「住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）（総計）」

注：データは各年度1月1日時点。高齢化率は（65歳以上人口計／総人口×100）で計算。



3. 在宅一人暮らし高齢者の状況

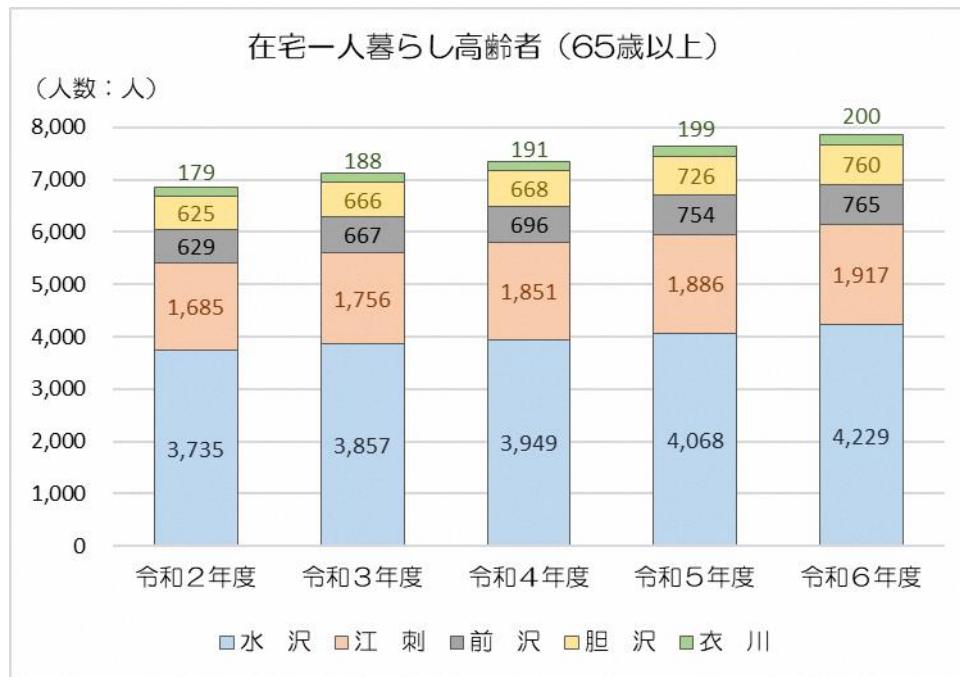
在宅一人暮らし高齢者（65歳以上）は、各地区において増加傾向にあります。

在宅一人暮らし高齢者

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水 沢	3,735	3,857	3,949	4,068	4,229
江 刺	1,685	1,756	1,851	1,886	1,917
前 沢	629	667	696	754	765
胆 沢	625	666	668	726	760
衣 川	179	188	191	199	200
合 計	6,853	7,134	7,355	7,633	7,871

資料：「奥州市の福祉」



4. 障がい者の状況

障害者手帳を所持している人は、令和7年3月31日現在、6,598人で、内訳は、身体障害者手帳所持者4,004人、療育手帳（知的障がいのための手帳）所持者1,274人、精神障害者保健福祉手帳所持者1,320人となっています。

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体障害者手帳	4,455	4,383	4,219	4,116	4,004
療育手帳	1,201	1,214	1,137	1,166	1,274
精神障害者保健福祉手帳	963	1,083	1,161	1,231	1,320
合計	6,619	6,680	6,517	6,513	6,598

資料：「奥州市の福祉」



5. 生活保護の状況

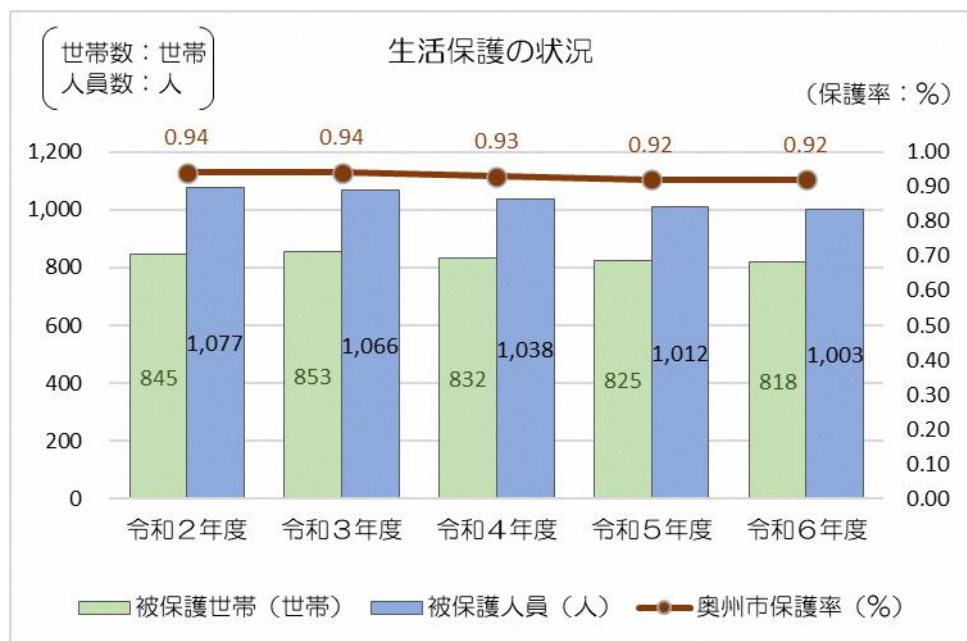
生活保護は、何らかの事情により真に生活に困窮した場合に、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ることを目的とした制度です。

令和6年度の生活保護の状況は、被保護世帯 818 世帯、被保護人員 1,003 人で、近年、微減傾向で推移しています。

生活保護の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被保護世帯（世帯）	845	853	832	825	818
被保護人員（人）	1,077	1,066	1,038	1,012	1,003
奥州市保護率（％）	0.94	0.94	0.93	0.92	0.92
岩手県保護率（％）	1.05	1.04	1.05	1.05	1.09
全国保護率（％）	1.64	1.64	1.63	1.63	1.62

資料：「奥州市の福祉」



6. 民生児童委員の活動状況

奥州市では323人の民生児童委員を配置し、福祉活動の推進のために活動しています。

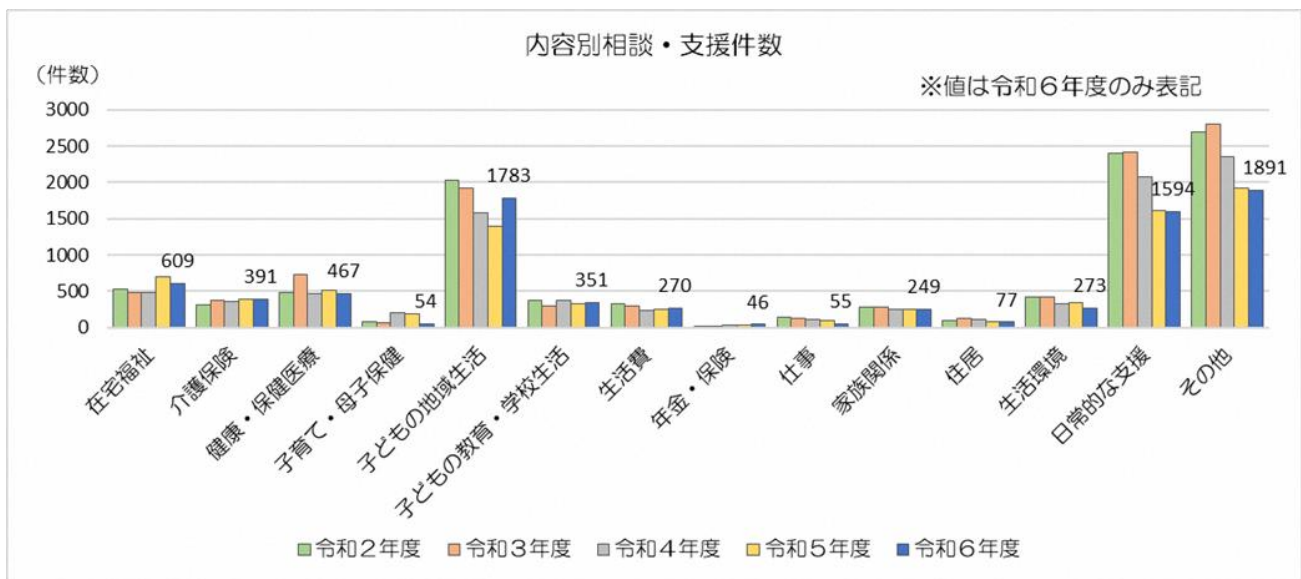
令和6年度の相談・支援件数は、8,110件で、その内容は多岐にわたっており、子どもの地域生活が多く、次いで日常的な支援、在宅福祉となっています。

内容別相談・支援件数

単位：件

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在宅福祉	535	489	478	701	609
介護保険	314	380	357	395	391
健康・保健医療	483	734	464	508	467
子育て・母子保健	81	67	203	194	54
子どもの地域生活	2,026	1,918	1,584	1,396	1,783
子どもの教育・学校生活	380	298	369	332	351
生活費	322	302	234	244	270
年金・保険	17	20	36	34	46
仕事	151	125	108	90	55
家族関係	283	287	252	246	249
住居	96	124	105	88	77
生活環境	415	421	336	343	273
日常的な支援	2,400	2,411	2,067	1,609	1,594
その他	2,693	2,798	2,357	1,922	1,891
計	10,196	10,374	8,950	8,102	8,110

資料：「福祉行政報告_民生委員活動状況」



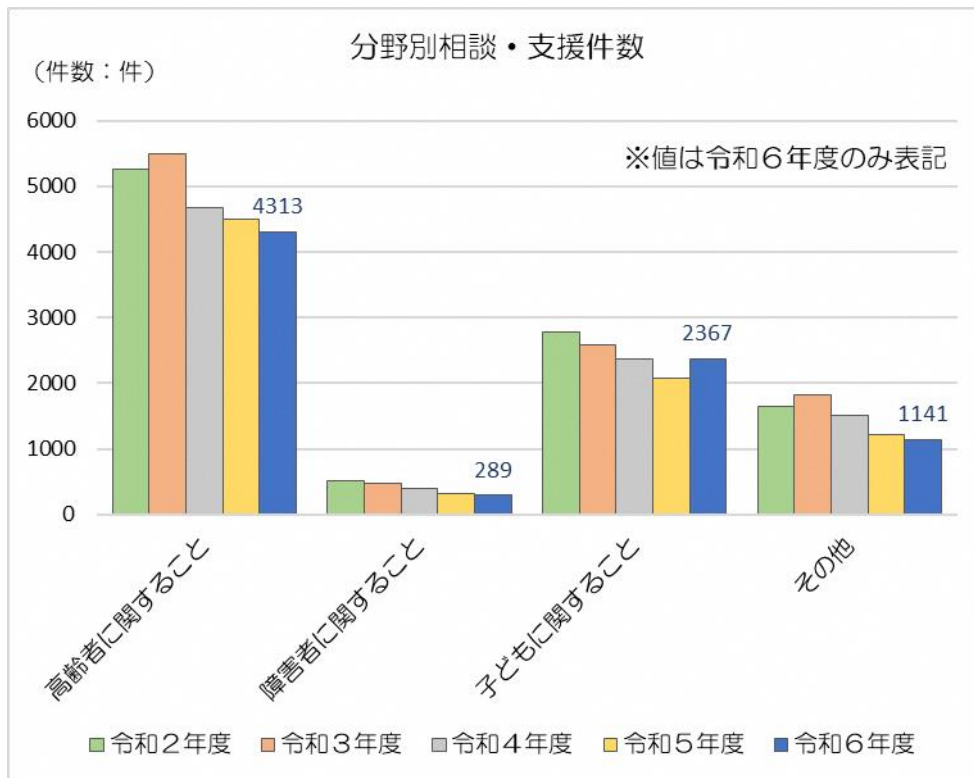
民生児童委員による分野別相談・支援件数については、高齢者に関することが約半分を占め、次いで子どもに関することが多くなっています。

分野別相談・支援件数

単位：件

分野	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
高齢者に関すること	5,261	51.6	5,491	52.9	4,675	52.2	4,495	55.5	4,313	53.2
障害者に関すること	504	4.9	480	4.6	398	4.4	325	4.0	289	3.6
子どもに関すること	2,782	27.3	2,591	25.0	2,377	26.6	2,068	25.5	2,367	29.2
その他	1,649	16.2	1,812	17.5	1,500	16.8	1,214	15.0	1,141	14.1
計	10,196	100.0	10,374	100.0	8,950	100.0	8,102	100.0	8,110	100.0

資料：「福祉行政報告_民生委員活動状況」



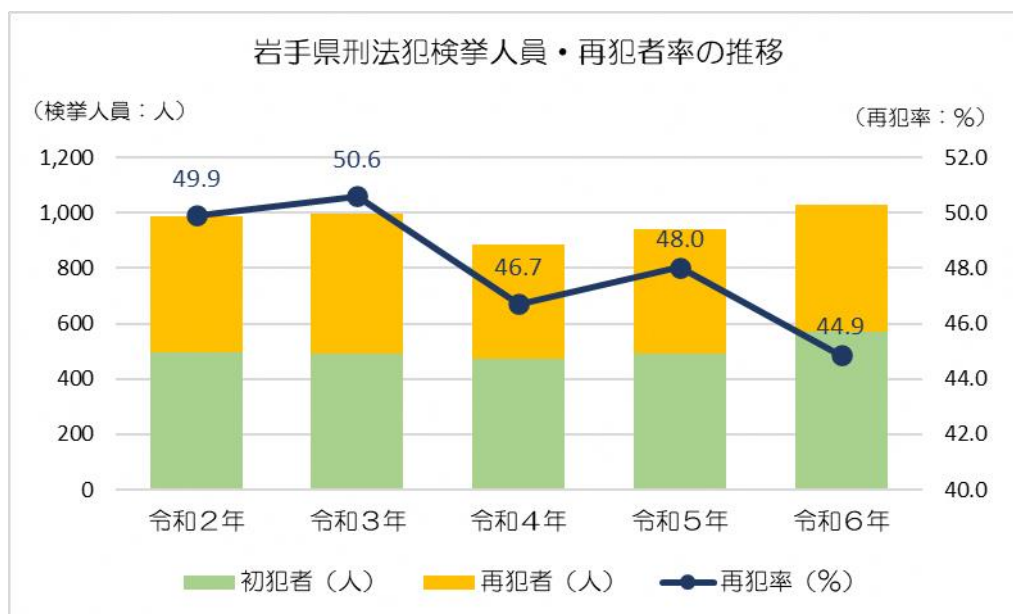
7. 犯罪の傾向

岩手県内の刑法犯総数は令和4年より増加傾向となっております。一方で、令和6年における奥州市の再犯者率（＝再犯者数／刑法犯検挙者数）は、42.9％となっており、岩手県全体の平均44.9％よりも2.0ポイント下回っている状況です。

岩手県刑法犯検挙人員・再犯者率の推移

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
初犯者（人）	495	492	471	490	568
再犯者（人）	493	504	413	453	462
合計（人）	988	996	884	943	1,030
再犯率（％）	49.9	50.6	46.7	48.0	44.9

資料：仙台矯正局提供資料より



8. 自殺死亡率の推移

全国、岩手県、奥州市ともに中長期的にみると減少傾向にあります。令和2年、令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全国の自殺死亡率は増加しています。

自殺死亡率の推移

単位：人口10万人当たり（人）

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
奥州市	30.9	31.3	29.9	19.6	25.5	25.8	20.1	16.4	13.7	18.2	14.9	20.4	12.6	19.1	21.3
岩手県	34.2	32.0	28.2	25.2	26.3	26.5	23.2	22.8	20.9	20.5	20.4	21.1	16.1	21.2	20.0
全国	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4	16.1	15.7	16.4	16.4	17.4	17.4

資料：人口動態統計



第3章 計画の基本的考え方

1. 基本理念

「共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり」

奥州市における地域福祉の基本理念は、「共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり」です。

この理念に基づき、住み慣れた地域で、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが個性や尊厳を尊重されながら支え合える「地域共生社会」を目指しています。

地域福祉を推進するためには、住民、地域、関係機関・各種団体、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる必要があります。そのためには、「自助・互助・共助・公助」、4つの視点が大切です。

自助 個人や家族でできることは自ら行う

互助 個人・家族だけでは解決できないことは地域の中の助け合いで解決を図る

共助 介護保険制度など制度化された相互扶助の仕組みを活用して解決を図る

公助 行政が行う公的扶助によって解決を図る

これらの4つの視点を地域の実情に合った形でバランスよく適切に機能させ、住民、地域、関係機関・各種団体、社会福祉協議会、行政などが連携を図り、地域福祉を推進していくためには、市や市社会福祉協議会による連絡・調整の役割が重要です。

また、少子高齢化の進行や財政状況などから「共助」や「公助」よりも「互助」や「自助」の拡充に視点が移りがちですが、行政の責任を明確にする必要があります。

2. 基本方針

誰もが身近な地域社会で、年齢や性別、心身の障がいの有無にかかわらず、お互いの個性や尊厳を認め合い、ともに生活する「地域共生社会の実現」という考え方に基づいた地域社会の実現を図るため、住民が相互に理解し、支え合いを実践していくことが重要です。

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域全体の問題として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」の推進を図るため、基本方針の大項目に次の(1)から(3)までを定め取組を推進します。

(1) 福祉で安心・安全な地域づくり

一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がい者、ひとり親世帯など生活課題を抱える方が、住み慣れた地域で安心して生活していくために、介護、障がい福祉、児童福祉、生活保護など、各分野の制度に応じた対応を進めることは必要です。しかし、地域生活を送る中での生活課題は、買い物、通院、除雪など多岐にわたり、全ての課題を各分野の制度だけで解決できるわけではありません。

地域生活課題を地域住民が自らの課題として捉えることが必要であることから、地域住民が課題解決に向け取り組む意識醸成を進めるとともに、住民組織が住民主体の新しい福祉サービスの検討を進める際の支援を推進します。

また、地域生活課題を住民が自らの課題として捉える意識醸成や仕組みづくりは、小地域ネットワーク事業を中心に進め、地域福祉活動の拠点は住民に身近な圏域で交流を図ることができる地域の集会所や地区センター等を中心に据えて地域の福祉活動を推進します。

近年、頻発している災害に対しては、平常時における見守り体制、避難支援名簿の整備、避難支援者との連携強化を図り、地域の防災意識の向上と突然の発災に対応できる避難支援体制の構築を目指します。

地域生活課題を地域住民等が自らの課題として地域全体の問題として捉え、その課題を人と人、人と資源が世代や分野を超えて受け止められる包括的な支援体制を整備し、住民が地域で安心して安全に暮らすことのできる地域づくりを推進します。

(2) 地域福祉を支える組織づくり・人づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、地域生活課題を地域全体の問題として捉え、住民自身が地域へ関わり、地域において積極的な福祉活動が展開される必要があります。

自家用車を持たない方など交通手段に困難を抱える方が、安心して地域生活を送れるように地域セーフティネット会議の活用により福祉ニーズを把握し、地域の状況に応じた移動支援を地域住民が中心となり検討します。

多様で複合的な地域生活課題に対応するためには、公的福祉サービスだけでは対応できない場合も考えられることから、民間事業による新規事業の参入と制度の枠を超えた福祉サービスの担い手として、社会福祉法人によるニーズに応じた福祉サービスの提供を促進します。

また、地域福祉を発展させるためには、率先して地域生活課題の解決に向け取り組む担い手の確保と育成が必要であることから、福祉教育の充実、生き生きと活動できる環境整備を推進しながら、住民の福祉的意識の醸成や地域福祉を担う人材の確保と育成を推進します。

(3) 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

これまでの福祉サービスは、介護、障がい福祉、児童福祉、生活保護など対象者のリスク別の制度が発展し、必要な専門的支援を提供してきました。一方、制度の狭間の課題やひきこもり、社会的孤立、貧困問題、ダブルケア、8050 問題などの複雑化・多様化した地域生活課題、さらには生きづらさによる自殺の問題は、特定の分野だけでは解決が困難なケースもあります。解決が困難な地域生活課題を包括的に受け止め、関係機関や分野を越えた庁内連携で包括的な支援を推進します。

他者の支援が必要な判断能力や金銭管理に不安をもつ方が、住み慣れた地域で安心して生活を送るために、権利擁護の体制整備を図り、関係機関と連携して支援します。

認知症の人が尊厳を保ちながら希望をもって地域で安心して暮らし続けることができるよう、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い共生する社会の実現を図ります。

多様で複合的な地域生活課題を抱える世帯の「くらし」と「しごと」を包括的に支援していくために、部局横断的な庁内連携体制を図り、課題解決に向けた方策を協議していきます。

また、安全で安心して暮らせる地域社会を築くうえで、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が

大きな課題となっていることから、犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することで、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安心して暮らせる社会の実現に向け、関係機関と連携しながら再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。

一方、我が国の自殺者数は、依然として1年間に2万人を超える状況にあり、奥州市においても、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として全庁的に取り組んできました。今後も、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、より一層の自殺対策の充実を図ります。

地域においては、地域セーフティネット会議を中心に地域生活課題を情報共有し、生活課題を抱える世帯の早期発見と見守り体制の充実・強化を図ります。

相談しやすい相談窓口と制度横断的に課題解決を図る重層的相談支援を構築し、アウトリーチによる課題把握に努めて、必要な時に必要な支援が届けられる体制をつくります。

相談はどこの窓口で受けても断らず、住民が安心して相談できる体制を構築し、分野横断的かつ包括的な相談と支援体制の構築を推進します。

また、福祉サービス事業所が、サービス評価の必要性を理解し、積極的に第三者評価を受審するように普及啓発の取り組みを推進します。

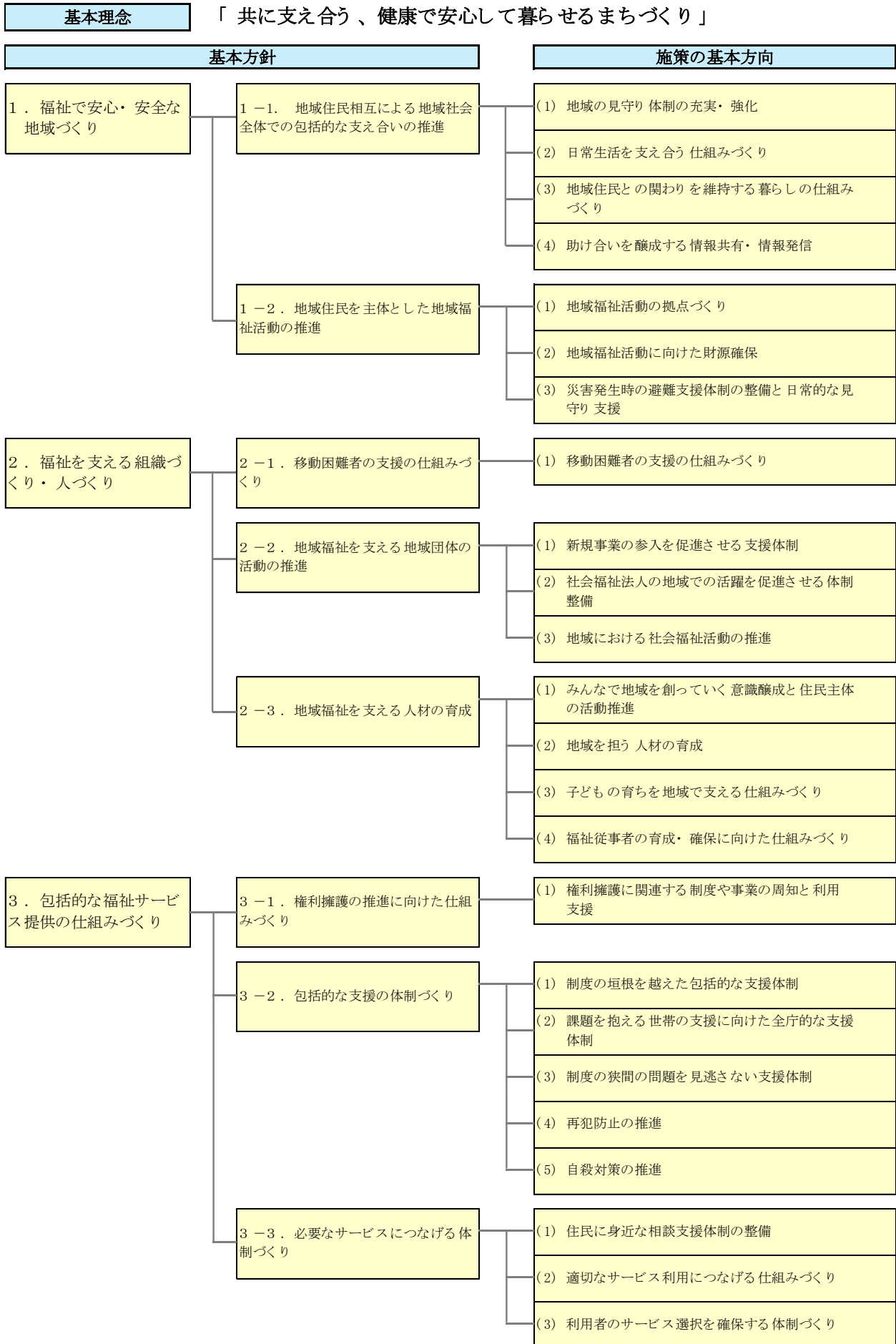
(4) SDGsの観点

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年に国連の全加盟国が合意した世界共通の目標で、2016年から2030年までの15年間に、国際社会が取り組む17の目標が掲げられています。また、市でもSDGsに資する取組を、市民とともに身近なものとして取り組めるよう、市の特徴などを取り入れた「奥州市版SDGs」を令和3年11月に作成しています。

本計画の基本理念である「共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり」のための取組は、奥州市版SDGsの17の目標（ゴール）のうち、「1 共に生きる社会の実現を」など、7つの目標に関連します。次章「施策の基本方向」では関連する「奥州市版SDGs」のアイコンを表示します。



第4期計画奥州市地域福祉計画 体系図



第4章 施策の基本方向

1. 福祉で安心・安全な地域づくり

地域生活課題を地域住民等が自らの課題として地域全体の問題として捉え、その課題を受け止められる住民主体の支援体制を構築し、住民が地域で安心して安全に暮らすことのできる地域づくりを推進します。

市民を対象としたアンケート調査結果から浮かびあがってきた市民の意向(以下、市民の意向と表記)では、お住まいの地区(ご近所)の暮らしやすさについて、回答者の7割近くが「まあまあ暮らしやすい」を含め「暮らしやすい」と回答しています。お住まいの地区の良いと感じていることでは、「地区の住民同士のあいさつや声かけがある」が半数を超えています。

また、地域でみなが安心して暮らすためにあったら良いと思う活動では、5割以上の方が「声かけやあいさつ」と答えています。また、安心して暮らしていくために重要なことでは、「困ったときに相談できる相手や場所がある」ことをあげる人が55.8%で最も多くなっています。

災害時に心配なことでは、「避難が必要かの判断が出来るか不安」と感じている人が55.0%と高い割合となりました。また、男性よりも女性で心配する割合が高くなっています。

<関連する奥州市版SDGsのゴール>



1-1. 地域住民相互による地域社会全体での包括的な支え合いの推進

一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がい者、ひとり親世帯など生活課題を抱える方が、住み慣れた地域で安心して生活していくために、介護、障がい、子育てなど、各分野で今までと同様に制度に応じた支援を進めることは必要です。しかし、地域生活を送る中での生活課題は、買い物、通院、除雪など多岐にわたり、全ての課題を各分野の制度だけで解決できるわけではありません。また、地域生活課題は平常時だけにとどまらず、災害時に避難行動要支援者を避難させる体制構築も近年の課題となっています。

このような課題を解決するためには、地域住民同士の支援体制の構築が重要となることから、地域住民一人一人が地域生活課題を地域全体の問題として捉え、住民の福祉ニーズに対応して地域住民が主体となり新たな福祉サービスの創出を検討するなど、地域の中で支え合う仕組みづくりを進めます。

また、令和5年6月には、認知症の人が尊厳を保ちながら希望を持って地域で暮らし続けることができるよう「共生社会を実現するための認知症基本法」が成立しました。認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会を実現するための施策を総合的に推進します。

(1) 地域の見守り体制の充実・強化

【現状と課題】

一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がい者、ひとり親世帯、生活困窮者などが抱える生活課題

の早期発見や解決のため、近隣者や民生児童委員等が協力して、日常的な見守りや声掛けが行われています。

しかし、地域住民の生活課題を情報共有する場がなく、支援につながりにくい場合、結果として民生児童委員に過度な負担がかかることもあるため、地域での支援体制の充実・強化が課題となっています。

また、認知症の人を地域で支える体制づくりのためには、誰もがかかる可能性のある認知症という病気を正しく理解し、認知症の人に対して偏見を持たずに正しく理解する必要があります。

【施策の方向】

見守りや支援を必要とする方の近隣者やご近所福祉スタッフが中心となり、民生児童委員だけに頼らない地域の見守り体制の充実・強化を図ります。

また、関係課が取り組んでいる見守り支援事業を推進し、関係機関との情報共有を図りながら支援へつなげます。

共生社会の実現のために必要な認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深めることができるように普及・啓発を図ります。

【主な施策】

- ・ 様々な生活課題を抱えている方への正しい知識と理解を深める普及・啓発、見守り支援事業と関係機関との情報共有
- ・ 認知症に関する正しい知識と理解を深める普及・啓発や、認知症等の理由により自宅等に戻れなくなる恐れのある高齢者とその家族の支援
- ・ 地域セーフティネット会議の立ち上げによる見守り体制の構築

(2) 日常生活を支え合う仕組みづくり

【現状と課題】

市内各地区において、買い物、通院、除雪などの困りごとが優先する地域生活課題としてあげられています。これらの困りごとの解決には、既存の福祉サービスだけでは対応が十分ではありません。

このため、地域住民の支え合い活動の充実に向けて、協力者の確保や支え合いの仕組みづくりが必要とされています。

【施策の方向】

様々な地域生活課題について、地域住民が、助けたり、助けられたりしながら課題解決に向け取り組むような場づくりや意識の醸成を図ります。

また、住民組織が住民主体の新しい福祉サービスを実施する、または協力者を発掘するなどの取組を検討する際には、市社会福祉協議会が中心となって支援します。

【主な施策】

- ・ 地域ケア会議による地域の共通課題の共有
- ・ 地域の要援護者の把握と日常の見守りや軽易な生活支援の取組推進

- ・住民主体の支え合い活動の取組事例や手引作成などの情報発進

(3) 地域住民との関わりを維持する暮らしの仕組みづくり

【現状と課題】

高齢者が身内や近隣との関わりあいを希望するものの、介護サービスの利用により関わりあいが少なくなる傾向があります。

このため、身近な人との関わり合いを深め、その人らしい生き方や生きがいにつながる環境づくりが課題となっています。

【施策の方向】

その人らしい生き方や生きがいにつながるように、住民主体の生活支援活動に支えられ、地域と交流できる機会づくりを支援します。

【主な施策】

- ・住民支援に関するアセスメント指導や研修会の実施
- ・住民による支え合い活動、生活支援サービスと介護サービスの連携推進

(4) 助け合いを醸成する情報共有・情報発信

【現状と課題】

地域においては、多様で複合的な生活課題を抱える世帯の増加や地域のつながりの希薄化、さらには個人情報保護の取扱いやプライバシー配慮の問題により、支援を必要とする世帯の把握が困難になり、必要な支援につながりにくい状況があります。

このため、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、情報の共有を図ることが課題となっています。

【施策の方向】

地域の支援者で必要な情報を共有し、見守りやサービスにつなげるための体制を構築します。

また、地域生活課題を解決するために地域が主体となり解決していく仕組みをつくり、住民参加を呼びかけます。

【主な施策】

- ・避難行動要支援者名簿による支援者間の情報共有の推進
- ・情報共有する際の個人情報取扱基準の検討

【活動指標と目標】

1-1. 地域住民相互による地域社会全体での包括的な支え合いの推進

活動指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
ふれあいいいききサロン実施数	265 か所	285 か所
みまもりおーネット登録事業者数 (地域見守り支援ネットワーク)	87 事業所	90 事業所
ささえあいの会登録者数/活動件数 (住民参加型在宅福祉サービス)	42 名 / 720 件	90 名 / 1,370 件
にこにこネット登録者数 (小地域福祉ネットワーク推進事業)	1,739 名	1,790 名
ボランティア協力店登録店舗数	61 店	※現状維持 61 店
住民支え愛マップ作成地域数	61 か所	135 か所
ご近所福祉スタッフ委嘱数	1,159 名	1,194 名
認知症サポーター養成者数 (養成講座終了者)	1,287 名	1,700 名

1-2. 地域住民を主体とした地域福祉活動の推進

地域生活課題を住民が自らの課題として捉える意識醸成や仕組みづくりについて、奥州市社会福祉協議会が取り組む小地域ネットワーク事業を中心に進めます。

また、地域福祉活動の拠点は、住民に身近な圏域で交流が図ることができる地域の集会所や地区センター等を中心に据えて地域の福祉活動を推進します。

(1) 地域福祉活動の拠点づくり

【現状と課題】

地域住民が地域生活課題を早期に発見し、適切な対応を行うためには、生活課題を抱えた住民に限らず、誰でも気軽に立ち寄り交流を図ることができる居場所を住民に身近な圏域の中で設置する必要があります。

【施策の方向】

行政区単位で実施する地域セーフティネット会議を基盤とした圏域で地域住民の主体的活動を促進します。必要に応じて地域生活課題を解決していく上で最適な圏域となるように住民理解を得ながら見直しを検討していきます。

誰でもいつでも利用できる地域の居場所をつくり、地域生活課題を早期に発見する場として地域の集会所や地区センター等の活用を検討していきます。

【主な施策】

- ・地域住民の誰もが気軽に利用できる施設整備の促進
- ・地域住民が主体となり課題解決に取り組むための身近な圏域での活動の推進

(2) 地域福祉活動に向けた財源確保

【現状と課題】

公費財源が不足する中で、地域住民が主体的に地域生活課題を解決していく取組を実施する際は、財源の確保が課題となります。福祉分野に限らない有効活用できる財源の検討と事業の効果・効率の向上を図る必要があります。

【施策の方向】

財源難を理由に地域福祉の推進が消極的になることを避けるため、中長期的な公費財源の確保が必要であり、福祉分野に限らず、自治会やコミュニティ関係、公共交通、農村RMOにおける生活支援等のまちづくり、都市計画の推進に関連する補助金等の活用を検討します。

【主な施策】

- ・まちづくり推進に関連する補助事業の活用推進
- ・都市計画の推進に関連する補助事業の活用推進

(3) 災害発生時の避難支援体制の整備と日常的な見守り支援

【現状と課題】

個人の防災意識は高まりつつあるものの、災害時に他者の支援がなければ避難できない避難行動要支援者を避難させるための支援体制の構築状況は地域により差があるのが現状です。

避難行動要支援者が安全に避難できるように、地域の福祉関係者と自主防災組織との連携強化により、平常時からの見守りや避難支援体制の構築が課題です。

【施策の方向】

避難行動要支援者名簿の更新を平常時から定期的に行い、市と市社会福祉協議会が名簿情報を共有することで、突然の発災にも対応できる体制の構築を進めます。

災害時に機能する体制を構築するために、市は市社会福祉協議会、民生児童委員、地域の福祉関係者、自主防災組織等との連携強化を進めます。

【主な施策】

- ・ 平常時の避難行動要支援者名簿の定期更新と関係者間の情報共有の推進
- ・ 地域セーフティネット会議を活用した地域の避難支援体制構築のための取組推進
- ・ 災害発生危険度が高い地域を優先した避難行動要支援者台帳の作成
- ・ 避難行動要支援者を含めた避難訓練の普及促進
- ・ 地域における見守りの体制強化の推進
- ・ 対象者を特定しない見守り活動と地域における孤立防止の推進

【活動指標と目標】

1-2. 地域住民を主体とした地域福祉活動の推進

活動指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
災害時要援護者避難支援台帳整備人数	1,158名	1,193名
福祉避難所数	30か所	33か所
【再掲】にこにこネット登録者数 (小地域福祉ネットワーク推進事業)	1,739名	1,790名
【再掲】住民支え愛マップ作成地域数	61か所	135か所
【再掲】ご近所福祉スタッフ委嘱数	1,159名	1,194名

2. 福祉を支える組織づくり・人づくり

地域において積極的な地域福祉活動が展開され、誰もが住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、住民自身が地域へ関わるのが不可欠です。住民自身が地域福祉を支える役割を持ち、主体的に地域と係わり、活躍できる地域共生社会を目指します。住民が地域生活課題を自分事として捉え、地域全体で支え合うという意識の醸成のため、情報発信や福祉教育を充実させるほか、地域における社会福祉活動への支援事業を推進します。

また、多様で複合的な地域生活課題に対応できる多種多様な地域福祉活動の担い手の確保と育成を図り、行政、関係機関、地域とが連携できる体制の構築を推進します。

市民の意向によると、前述したように、お住まいの地区の良いと感じていることでは、「地区の住民同士のあいさつや声かけがある」が半数を超えているものの、「買い物や通院、銀行などへ行くのが不便」との記述も多く寄せられました。

また、地域の活動への参加状況は、「清掃活動」への参加が全体の6割を占めましたが、「参加したことがない」人が14.6%みられました。参加していない理由は、「仕事や家事で忙しいから」(41.5%)、「一緒に暮らしている家族が参加しているから」(27.3%)、「体力的に参加が難しいから」(19.9%)で、お一人おひとりの立場や状況によることが垣間見られています。

ボランティア活動への参加意向については、4人に1人が「参加したい気持ちはあるが、現状参加できる状況にはない」と答えていますが、男性の27.0%は「災害時などの非常事態に、できることがあれば参加したいと思う」と回答しています。

福祉教育の取組では、回答者の半数が「幼稚園、保育園、小中学校での、障がいの有無で分離しない、一緒に学び育つ環境の整備」が大切と回答していることから、個々の事情や意向に沿った、きめの細かい対応が求められています。

<関連する奥州市版SDGsのゴール>



2-1. 移動困難者の支援の仕組みづくり

生活の中で移動手段に困難を抱える移動困難者が、安心して地域生活を送れるように、地域の状況に応じた移動支援を地域住民が中心となり取り組んでいきます。

(1) 移動困難者の支援の仕組みづくり

【現状と課題】

市内には、公共交通や流通機能の弱体化が進み、買い物や通院における目的地までの移動が困難な地域があります。自家用車を持たない高齢者や障がい者等にとって、主な移動手段はバスや電車等が考えられますが、最寄りのバス停や駅までの距離が遠く、その間の移動も困難な場合があります。また、バス路線の廃止も進んでいます。

このため、移動困難者が、安心して地域生活を送れるように、各地域の状況に応じた移動支援の対策が必要とされています。

【施策の方向】

交通手段に困難を抱える方が、安心して地域生活を送れるように地域セーフティネット会議などを活用して地域の福祉ニーズや情報を把握し、タクシー会社、社会福祉法人等が行うサービスの活用と地域の状況に応じた移動支援を地域住民が中心となり検討していきます。

【主な施策】

- ・ 民間活動の取組を促進させる奥州市都市再生整備計画等に定める取組の推進
- ・ 地域における福祉ニーズの確認と支援体制の構築

【活動指標と目標】

2-1. 移動困難者の支援の仕組みづくり

活動指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
【再掲】 ささえあいの会登録者数／活動件数 (住民参加型在宅福祉サービス)	42名／720件	90名／1,370件

2-2. 地域福祉を支える地域団体の活動の推進

多様で複合的な地域生活課題に対応していくためには、地域福祉を支える様々な団体の活動を推進していくことが必要となります。

民間事業所による新規事業の参入、社会福祉法人の地域に根差した取組み、地域における社会福祉活動のさらなる推進に向け、情報発信や活動助成事業等を通じて支援します。

(1) 新規事業の参入を促進させる支援体制

【現状と課題】

多様で複合的な地域生活課題を抱える住民を支援する福祉サービスを検討する際に、既存の福祉サービスだけでは対応できない場合も考えられます。

このため、様々な地域生活課題に対応するために、公的福祉サービスだけに頼らず、民間事業所が取り組む新規事業や持続可能性の高いインフォーマルな福祉サービスなどの新しい社会資源の開発と活用が求められています。

【施策の方向】

地域福祉を目的とする多様な新規サービスの振興と参入を促進し、公的福祉サービスとの連携を図ります。また、社会福祉の向上を目的とする新規事業の展開を検討している民間事業所が参入しやすい環境整備を推進します。

【主な施策】

- ・新規事業の参入を促進するための情報発信
- ・みまもりおーネットを活用した職種多様な事業所参入の推進
- ・民間事業所の取組を促進させる奥州市都市再生整備計画等の推進

(2) 社会福祉法人の地域での活躍を促進させる体制整備

【現状と課題】

地域における福祉ニーズが高まっていることを一因として、近年、福祉サービスの提供主体が拡充しており、社会福祉法人においても地域に根差した取組が期待されています。平成28年の社会福祉法改正では、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえて「地域における公益的な取組」が責務として明記されました。しかし、福祉ニーズの把握が困難であり、また対応する人員や資金的な余力が十分でない法人もあることから、公益的な取組が進んでいないのが実情です。

社会福祉法人が地域社会の一員として、制度の枠を超えた福祉サービスの担い手として、事業所や施設の利用者だけではなく、地域に暮らす住民を支えることが必要となります。

【施策の方向】

社会福祉法人は、地域生活課題に目を向け、地域の身近な福祉ニーズに対応した新たな福祉サービスの提供を検討します。市社会福祉協議会が中心となり、社会福祉法人同士の情報交換や連携体制の整備を推進します。

また、市は地域の福祉活動の中心となる施設や事業に対しての活動支援を推進します。

【主な施策】

- ・住民に近く寄り添った事業を展開する市社会福祉協議会への支援推進
- ・地域に根差した活動につながる事業の情報提供
- ・地域の福祉ニーズを把握し、情報共有の機会とする情報交換会等の推進

(3) 地域における社会福祉活動の推進

【現状と課題】

住民がボランティアを始めたいと思った際に、情報が整理されていないことが要因で、必要な情報が入手困難な状況にあることが課題となっています。新たに参画しようとする人、団体への支援に取り組み、市内のボランティア活動をはじめとする社会福祉活動の普及と発展に尽力する必要があります。

また、地域における社会福祉活動は、第3層の行政区による展開を想定していますが、地域によっては第2層の地区振興会などの負担が大きくなる状況が考えられることから、活動に対する支援と人材の育成が必要です。

【施策の方向】

ボランティアに関心を持った人が機会を逃すことなく、ボランティア活動につなげてもらうために、情報をわかりやすく発信し、行動に移しやすい環境整備に努めます。

地域の社会福祉活動を担う組織が過度な負担感を抱えないように、専門職や助成事業等で支援することで、主体的な幅広い活動の推進を図ります。

また、ボランティア活動や地域福祉を推進する人材を広く育成し、それらが連携し、調整のとれる仕組みを構築します。

【主な施策】

- ・活動の内容を理解してもらうためのわかりやすい情報提供
- ・ボランティア活動のわかりやすい情報提供とマッチングの推進
- ・市、市社会福祉協議会、ボランティア・市民活動センター、市民活動支援コーディネーター、生活支援コーディネーター等の連携推進
- ・地区振興会などの地域づくり活動団体、NPO法人など市民公益活動団体に対する社会福祉活動の専門家の派遣支援
- ・福祉活動専門員による地域住民と協働し、相談者とともに課題解決に取り組む伴走型支援の展開

【活動指標と目標】

2-2. 地域福祉を支える地域団体の活動の推進

活動指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
ボランティア団体登録数	40 団体	44 団体
ボランティアコーディネート数	127 回	271 回
ボランティア団体連絡協議会の開催数	8 回	※現状維持 8 回
地域福祉活動に各種助成金を活用した団体数	(※1) 453 団体	(※2) 492 団体
【再掲】みまもりおーネット登録事業者数 (地域見守り支援ネットワーク)	87 事業所	90 事業所
【再掲】ボランティア協力店登録店舗数	61 店	※現状維持 61 店

※1 内訳：ネット会議 245、地区助成金 39、生活課題を抱えた世帯支援活動助成 3、歳末地域福祉活動助成 151、みんなの募金で福祉事業 10、福祉のまちづくり支援事業 5

※2 ネット会議及び歳末地域福祉活動助成の増

2-3. 地域福祉を支える人材の育成

地域福祉を発展させるためには、率先して地域生活課題の解決に向け取り組むリーダーやボランティアが必要です。福祉教育の充実、様々な年代が生き生きと活動できる環境整備を推進しながら、住民の福祉的意識の醸成や地域福祉を担う人材の確保と育成を推進します。

また、地域で子どもや子育て世代を支える仕組みを構築し、顔がわかる関係づくりの推進と問題の早期発見につなげます。

(1) みんなで地域を創っていく意識醸成と住民主体の活動推進

【現状と課題】

近年、地域の住民同士の関係が希薄化し、地域の活動へ参加する住民が減少している傾向にあります。

また、高齢化や人口減少が要因となり、地域福祉を推進する担い手が減少していることから、地域活動の停滞も懸念されています。

地域活動を展開するためには、地域福祉を支える住民一人一人が地域福祉に関心を持ち、ともに支え合える関係を地域の中で形成していくことが重要です。

幼少期から地域と係わること、教育機関において福祉教育を充実させることにより、福祉に触れる機会を多く提供し、福祉的意識の醸成と主体性を図る必要があります。

【施策の方向】

地域住民の福祉的意識の醸成のために、福祉に関する情報を正確にわかりやすく提供する仕組みの充実・強化を図ります。

福祉懇談会や各種制度説明会に、多くの住民が参加することで活発な意見交換が行われることを期待して、参加を促すはたらきかけを行います。

学校教育において、学校、地域、行政が連携し、キャップ・ハンディ体験や福祉施設訪問など様々な福祉教育が積極的に展開されるように支援します。

【主な施策】

- ・自治会の役員をはじめとした地域住民を対象とした各種制度の説明、意見交換を行う機会の提供
- ・福祉的意識の醸成と主体性につなげる活動と福祉教育の充実に向けた支援の推進
- ・先進的な活動事例の発信と地域の福祉ニーズに応える取組に対する支援
- ・地域の福祉活動の幅を広げていくための地域外の住民や団体との交流会、勉強会等の開催

(2) 地域を担う人材の育成

【現状と課題】

地域福祉を発展させるためには、率先して地域生活課題の解決に向け取り組むリーダーやボランティアが必要です。しかし、若者の地域参画が減っていることで、地域役員等の後任が見つからず、何年も同じ人が役職を担う、または兼務する状況が増加し、地域役員の高齢化と負担感の増加が課題となっています。若者を中心に、地域福祉を担う人材の確保や育成を幅広く図るとともに、福祉サービスや社会資源と結びつけながら、協働による取組が必要です。

また、地域の見守りを主に担う民生児童委員やご近所福祉スタッフは、地域福祉を支える重要な立場

にあります。地域ごとの意識の違いや仕事量の多さなどから、活動について負担感や悩みを抱えることが多く、成り手不足が生じています。地域福祉を支える一部の役職への負担が偏ったものにならないために、必要な環境整備を進め、活動の充実につなげる必要があります。

【施策の方向】

次世代を担う子どもや若者が地域で活躍できる場づくりと、地域を支えることに役立つ研究や事業等を行っている若者に対し、企業等と連携しながら支援します。様々な年代が生き生きと活動できる環境をつくり、地域福祉活動を推進するリーダーやコーディネーターなどの育成を推進します。

また、民生児童委員等の負担軽減に向け支援するとともに、地域に民生児童委員の必要性を理解してもらい、成り手不足の解消に努めます。

【主な施策】

- ・ 民生児童委員連合協議会への補助及び民生相談員の配置
- ・ 地域セーフティネット会議からの要請に応じたアウトリーチの実施
- ・ 地域生活課題に取り組む意欲がある若者の発掘とリーダーとして育成するための研修会の開催

(3) 子どもの育ちを地域で支える仕組みづくり

【現状と課題】

共働き世帯や核家族の増加、生活様式の多様化に伴い、住民同士の関係が希薄になってきています。地域では、孤立や不安を抱えながら子育てをしているひとり親世帯、片方の親がほとんど全ての家事・育児を一人で担うワンオペレーション育児の家庭、共働き家庭、困窮により学習機会を設けられない世帯等の問題があります。しかし、地域住民が若い世代と接点を持つ機会が少なく、考え方や困りごとを知る機会が少ないため、生活課題を抱える若い世代への支援につながりにくい課題があります。

【施策の方向】

地域住民が参加する世代間交流等を行い、顔の見える関係をつくることで、気にかかる家庭を早期に発見できるように支援します。また、子育て世帯が地域の力や福祉サービス等を気兼ねなく活用できる環境づくりを進めます。

地域で子育て世代を支援する体制を構築することで、地域全体で子育てしているという雰囲気醸成、経験格差の縮小、学習機会の提供や支援を図ります。

育児等に不安や悩みを抱える家庭を支援するための施策を推進します。

【主な施策】

- ・ 子育て家庭と関わる機会においての子育てサービス等の周知
- ・ 医療的なケアを必要とする児童が就学前の保育所入所等を希望した場合に、常時対応できる体制構築の推進
- ・ 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭への訪問支援員（ヘルパー）による家事・育児等の支援
- ・ ファミリーサポートセンター等を活用した子育て世代の支援体制の推進

・地域セーフティネット会議を中心に据えた世代間交流の取組推進

(4) 福祉従事者の育成・確保に向けた仕組みづくり

【現状と課題】

介護・福祉・保育に従事する人材は、生活を支えるために不可欠な社会基盤ですが、賃金水準が低調であることや、業務の多忙さなどから職業選択先として敬遠される等、人材の確保が難しい事態となっていることから、福祉従事者の成り手不足は全国的にも課題となっています。

【施策の方向】

福祉関連のサービスを担う人材の育成・確保に向けた施策を推進するとともに、専門性を必要としない、周辺業務のみを担当する介護助手や保育補助の参入を活用し、有資格者が専門性の高い業務に専念できる環境を整備する等、介護・福祉・保育現場の働き方改革を推進します。

【主な施策】

- ・専門職志望者の就学支援や就労後の研修費用助成等、介護・福祉・保育専門職の養成支援
- ・介護・福祉・保育現場の働き方改革の推進を図る取組

【活動指標と目標】

2-3. 地域福祉を支える人材の育成

活動指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
民生委員・児童委員の関係機関との連絡調整回数	10,124回	10,437回
民生委員・児童委員の相談・支援件数	8,110件	8,268件
福祉教育に取り組む小中学校数	13校	15校
福祉推進校数	26校	28校
住民懇談会の開催数	30回	30回
ファミリーサポートセンター登録者数／活動件数	1,118名／1,056件	1,186名／1,093件
【再掲】ご近所福祉スタッフ委嘱数	1,159名	1,194名

3. 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

これまでの福祉サービスは、介護、障がい福祉、児童、生活困窮など対象者のリスク別の制度により提供されてきましたが、ひきこもり、社会的孤立、貧困問題、ダブルケア、8050 問題など制度の狭間にあり、かつ、複雑化・多様化した地域生活課題、さらには生きづらさによる自殺の問題など、特定の分野の取り組みだけでは解決が困難であることも少なくありません。このため、そのような地域生活課題に対しては、庁内はもとより、多種多様な組織・団体による連携を強化し、包括的に取り組んでいくことが求められます。

また、地域生活課題に対する取り組みを通じて、地域における権利擁護の在り方を総合的に考え、住民に必要な支援につなげるための体制の構築を図ります。

市民の意向によると、共生社会に向けた取り組みでは、「お互いを理解しようとするコミュニケーションの推進」(47.2%) や「困ったときに気軽に相談出来る場の設置」(45.3%) との回答割合が高くなっています。

福祉分野で本市が力を入れるべき取り組みについて、4割近くが「地域での見守り・支え合いへの支援」、「身近な相談窓口の充実」をあげています。世代別では、10代では「施設や道路のバリアフリー化の推進」、20代～40代では「子育て支援の充実」、50代と60代で「身近な相談窓口の充実」、60代以上で「地域での見守り・支え合いへの支援」と、ライフステージに応じた課題への取り組みへのニーズが高くなる傾向がみられました。

保健分野で力を入れるべき取り組みでは、10代で「自殺予防の取り組み」、20代～40代で「妊娠期からの切れ目のない子育て支援」、50代以上で「認知機能低下の早期発見の取り組み」とする回答が多く、それぞれが上位を占めました。

市民が福祉関連の情報を入手する手段は、10代と20代では「インターネットやSNS」が、30代以上では「市の広報紙」が最も多くなっており、多様な発信ツールによる情報発信が求められています。

<関連する奥州市版 SDGs のゴール>



3-1. 権利擁護の推進に向けた仕組みづくり

権利擁護支援が必要な方が、住み慣れた地域で安心して生活を送るために、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が連携した支援体制の整備を図ります。

(1) 権利擁護に関連する制度や事業の周知と利用支援

【現状と課題】

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でなく、必要な医療・福祉サービスの利用や金銭管理に不安をもつ方、また身元保証人が存在しないために生活等に困難を抱える方は、今後さらに増加していくと考えられます。

成年後見制度、日常生活自立支援事業等を必要とする方が増える一方で、住民や福祉関係者に制度が十分に理解されていないこと、また制度を利用する際の手続きの複雑さへの対応、本人の意思決定支援

が課題となっています。

【施策の方向】

支援が必要になっても、その人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、制度利用を円滑に進めるための体制整備や情報提供、利用支援の取組を進めます。また、本人の意思決定支援を推進します。

【主な施策】

- ・権利擁護に関する制度についての周知と理解の促進
- ・成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組みの構築
- ・成年後見制度利用促進法や『奥州市成年後見制度利用促進基本計画』に基づく制度の利用促進を図る取組

【活動指標と目標】

3-1. 権利擁護の推進に向けた仕組みづくり

活動指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
日常生活自立支援事業に関する相談支援件数	1,480件	1,580件
成年後見制度市長申立て件数	15件	25件
権利擁護に関する相談支援件数	494件	582件

3-2. 包括的な支援の体制づくり

ひきこもり、社会的孤立、貧困問題、ダブルケア、8050問題など個人や世帯が抱える生きづらさやリスクなどの課題が複雑化・多様化しています。

関係機関や分野を越えた庁内連携で、課題を受け止める包括的な支援に取り組みます。

また、個人や世帯が抱える複雑化・多様化する課題は、相談支援だけでは解決しないケースがあり、就労支援など本人に寄り添ったアフターフォローを進めます。

(1) 制度の垣根を越えた包括的な支援体制

【現状と課題】

生活していく上で生じる地域生活課題は、介護、障がい、子育て等にとどまらず、生活困窮、住まい、就労など「暮らし」と「しごと」の全般まで及び、各制度の枠組の中でのみ対応していくことには限界があります。特に、生活困窮者は住まいや就労などの課題を複合的に抱えている、自ら相談に行くことができない、さらには支援を拒否している場合などがあり、相談支援につながりにくい現状があります。

このため、関係機関や分野を越えた庁内連携による包括的な支援が必要です。

【施策の方向】

支援が届いていない方に支援を届けるためのアウトリーチ（訪問型支援）による継続的支援と支援関係機関との連携により潜在的な相談者を見つけていきます。

相談者の課題と支援に向けたニーズを整理し、利用可能な福祉サービスにつなげながら、庁内関係各課と相談支援事業者とが連携を図りながら支援します。

また、支援の際は、本人や世帯が抱える問題の解決はもちろんのこと、生きる意欲や力、希望といった思いを引き出しながら支援を考えていきます。

【主な施策】

- ・潜在的な生活困窮者と生活課題を抱える世帯を把握するためのアウトリーチ（訪問型支援）の推進
- ・庁内関係各課と相談支援事業者とが連携した課題解決

(2) 課題を抱える世帯の支援に向けた全庁的な支援体制

【現状と課題】

多様で複合的な地域生活課題を抱える世帯を包括的に支援していくためには、福祉、保健、医療の関係課はもちろんのこと、福祉分野以外のまちづくり、商工、農林水産、土木、防災・防犯、社会教育、環境、交通、都市計画等との全庁的な連携が必要です。

【施策の方向】

「暮らし」と「しごと」を包括的に支援していくために、部局横断的な庁内連携体制として関係課の情報共有を図る連絡会議等を開催し、課題解決に向けた方策を協議します。

【主な施策】

- ・地域で安心して生活できる見守り体制の充実・強化と環境整備の推進

- ・障がいの有無に係わらない全ての職員が働きやすい職場づくり
- ・持続可能性や地域活力を高めるための、まちづくりと連動した公共交通の再構築
- ・性別等にとらわれずに互いに尊重し合う男女共同参画への理解促進
- ・地域支援者と自主防災組織との連携による避難行動要支援者の安全な避難支援体制の構築
- ・抱える課題の段階に応じた就労支援を行うための就労関係支援機関との連携推進
- ・農福連携に向けた農業者と福祉事業所とのマッチング支援
- ・高齢者が支え手として社会参加できる仕組みづくりの推進
- ・福祉懇談会の開催

(3) 制度の狭間の問題を見逃さない支援体制

【現状と課題】

ひきこもり、社会的孤立、貧困問題、ダブルケア、8050問題等の制度の狭間や深刻な生活課題を抱える世帯が増加する一方、地域のつながりの希薄化、個人情報保護の取り扱いやプライバシー配慮の問題により、支援を必要とする世帯の把握が困難になっています。

高齢者、障がい者、児童等に対する虐待やいじめは、家庭や施設などで事態が深刻化して初めて周囲が気付くなど、対応が難しくなっています。このため、市民や施設職員等の意識啓発、関係機関等との連携体制により、防止と早期発見・早期対応に取り組む必要があります。

また、複合的な生活課題を抱える世帯の対応には、地域住民の見守りと支援だけでは対応が困難です。

このため、専門機関や専門職員による定期的な訪問と同行支援などを計画的かつ継続的に行うなど、地域の見守りと両輪で支援していく必要があります。

【施策の方向】

悩みを抱える方の生活課題を地域の支援者間で情報共有するために地域セーフティネット会議を中心とした仕組みをつくり、生活課題を抱える世帯の早期発見と見守り体制の充実・強化を図ります。

また、相談しやすい相談窓口と制度横断的に課題解決を図る包括的な支援体制を整備し、アウトリーチによる課題把握に努めて、必要な時に必要な支援が届けられる体制をつくります。

【主な施策】

- ・制度横断的に課題解決を図る包括的な支援体制を整備し、相談者とともに課題解決に取り組む伴走型支援の推進
- ・適切な相談支援につなげるための相談しやすい相談窓口の設置

(4) 再犯防止の推進

【現状と課題】

近年、全国的に刑法犯の検挙人数は大きく減少しているものの、そこに占める再犯者の割合は一貫して増加しています。総数に占める初犯者と再犯者の割合をみると、再犯者が半数以上を占めており、奥州警察署管内でも同様の状況です。この背景には、薬物違反者、罪を犯した高齢者や障がい者、非行のある少年が地域社会の狭間にあつて、必要なケアを受けられないまま再犯に至るケースがあると考えられます。

このような情勢の下、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、国が再犯防止推進計画を策定し、岩手県においても令和3年3月に『岩手県再犯防止推進計画』を策定したほか、奥州市では『奥州市再犯防止推進計画（令和5年度～令和9年度）』を策定して取り組みを進めています。

背景に、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が地域で暮らしていく上での諸問題が様々な分野にわたって絡み合つて「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」していることがあげられます。

地域共生社会の実現に向けては、包括的な支援体制づくりが求められ、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしていくため、新たな被害者を生まない地域づくり、誰一人取り残さない取り組みが必要です。

【施策の方向】

犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために、以下の方針に基づき、再犯の防止等に関する施策に取り組みます。

- ①犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となれるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が連携し、国や県、民間団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、施策を総合的に推進します。
- ②生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識するとともに、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて、施策を行います。
- ③犯罪及び非行の実態を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じて効果的な施策を推進します。
- ④市民にとって再犯の防止等に関する施策が身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を分かりやすく広報等を行うことにより、広く市民の関心と理解が得られるものとします。

【主な施策】

- ・就労・住居の確保等
- ・保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ・学校等と連携した修学支援の実施等
- ・民間協力者の活動の促進等
- ・地域における包摂の推進
- ・再犯防止に向けた基盤の整備等

(5) 自殺対策の推進

【現状と課題】

我が国の自殺者数は、平成10年以降、14年連続して3万人を超える深刻な状態が続いていましたが、平成18年に「自殺対策基本法」が制定され、国を挙げて自殺対策に取り組んだ結果、平成24年に15年ぶりに3万人を下回りました。平成22年以降は9年連続の減少となり、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことから、自殺者数は11年ぶりに前年を上回りました。依然として2万人を超える人々が自ら尊い命を絶たれている状況にあり、また、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は世界の主要先進7か国の中でもっとも高く、非常事態はいまだに続いていると言わざるを得ません。

奥州市においては、平成30年度に『奥州市自殺対策計画』、令和5年度に『第2次奥州市自殺対策計画（2024年度～2029年度）』を策定し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として全庁的に取り組んできました。今後も引き続き、同計画に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない奥州市の実現を目指して、より一層の自殺対策の充実が必要とされています。

【施策の方向】

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。その背景には、経済・生活問題、健康問題、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり、「誰にでも起こり得る危機」と考えられます。

自殺対策は、「生きることの包括的支援」であり、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことであるという前提に基づき、様々な分野の「生きる支援」との連携を強化し、地域全体で取り組む必要があります。

市では、いのち支える自殺対策推進センターが作成した「地域自殺対策政策パッケージ」を参考にしながら、全国的に実施することが望ましいとされている「基本施策」と、奥州市の自殺の実態を踏まえて実施する「重点施策」について、庁内及び地域の関係機関が、それぞれの部署において自殺対策の視点を持ち、連携して自殺対策の推進に取り組みます。

令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱の基本方針に基づき、①生きることの包括的な支援として推進する、②関連施策との連携を強化し総合的に取り組む、③レベルごとの対策により総合的に推進する、④実践と啓発を両輪として推進する、⑤関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働を推進する、⑥自殺者等の名誉及び生活の平穏へ配慮する、⑦SDGsとの関連性、これら7点を奥州市の基本方針とします。

【主な施策】

- ・基本施策：①自殺対策推進のためのネットワークの強化、②自殺対策を支える人材の育成、③市民への啓発と周知、④生きることの支援、⑤子ども、若者への支援
- ・重点施策：①高齢者への支援、②生活困窮者への支援、③働き盛り年代への支援

【活動指標と目標】

3-2. 包括的な支援の体制づくり

活動指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
包括的相談支援事業における相談件数（実件数）	4,078 件	5,000 件
生活困窮者自立支援制度による支援終了割合 (支援終了件数÷支援プラン数)	56%	60%
【再掲】住民懇談会の開催数	30 回	30 回
奥州警察署管内における再犯者率	(※1) 54.1%	(※2) 53.5%
自殺死亡率（人口10万人対）	(※3) 17.66	(※4) 15.0 以下

※1 令和5年度現在値

※2 令和9年度想定値

※3 令和1年～令和5年の平均値

※4 令和6年～令和10年の平均値

} 単年での評価が難しいことから第2次奥州市自殺対策計画と合わせて5年平均の値とする。

3-3. 必要なサービスにつなげる体制づくり

複雑化・多様化する地域生活課題と福祉ニーズに対して制度横断的な相談支援体制を構築し、どこの窓口で相談を受けても断らずに適切な支援につなげていきます。

また、必要な福祉サービスの情報発信に努めます。

(1) 住民に身近な相談支援体制の整備

【現状と課題】

住民が生活課題を抱えたときに、どこの窓口で相談したらよいかわからないことから課題を抱え込んでしまう状況や相談窓口があること自体を知らず支援につながりにくい状況があります。

このため、各担当部署は必要な情報提供と住民が相談しやすい雰囲気づくりに努める必要があります。

また、情報を得るための手段と媒体が限られている方には、身近なところで情報を得られる環境が必要です。

【施策の方向】

住民の身近に既存の相談窓口があることを、正確に理解しやすく伝えられるような情報提供の方法を検討します。

また、複合的な生活課題を抱える世帯の相談をどこの窓口で受けも断らず、適切な支援につなげて住民が安心して相談できる体制を構築します。

【主な施策】

- ・福祉サービスの制度が理解しやすく、相談窓口が一目で確認できるパンフレットの作成と窓口配架
- ・市公式ホームページのほか、SNS、メディアを活用した積極的な情報発信の推進
- ・相談から福祉サービスの利用までが円滑に行われるような体制の構築
- ・制度の狭間及び複合的な課題に、庁内関係各課と関係機関が連携して解決に取り組む体制の構築
- ・障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活への移行や定着に向けた支援体制の整備

(2) 適切なサービス利用につなげる仕組みづくり

【現状と課題】

これまで住民からの相談に対しては、制度や事業ごとに各担当分野で対応することを基本としてきました。しかし、住民が抱える地域生活課題と福祉ニーズは複雑化・多様化が進み、一つの分野だけでは相談から支援までを通して対応することが困難になっています。

このため、複雑化・多様化している相談内容に対応できるよう、相談業務を担当する社会福祉従事者の相談援助技術や適切な支援につなげるコーディネート技術の向上が求められています。

【施策の方向】

地域生活課題と福祉ニーズの複雑化・多様化が進んでいるため、制度や事業ごとに分断された支援を行うのではなく、分野横断的かつ包括的な相談と支援体制の構築を推進します。

相談内容が担当分野外の内容の場合でも、まずは主訴を聞き取り、しっかりと受け止めます。

問題を解決するために制度横断的な対応が必要だと判断した場合は、適切に関係者や関係機関につな

げるため相談支援機関の相互理解と連携を図ります。

また、支援する側の支援方法の明確化、連携、役割分担を進めます。

【主な施策】

- ・職員研修等による相談業務を担当する社会福祉従事者の相談支援とコーディネートの資質向上の推進
- ・ケアプラン点検、自立支援型地域ケア会議、ケアマネジメント支援研修会などのスキルアップ支援
- ・制度の枠を超えた柔軟で幅広い活動を行うことが可能な福祉活動専門員による継続支援
- ・庁内関係各課の連携体制の構築
- ・関係機関で福祉課題を共有し調整

(3) 利用者のサービス選択を確保する体制づくり

【現状と課題】

福祉サービス事業所はサービス評価を行うことで、現状を把握し、改善のための課題を明らかにして、サービス事業所全体の質と提供する福祉サービスの質の向上につなげることができます。しかし、福祉サービス事業所は、積極的に自己評価や第三者評価に取り組むこととされていますが、第三者評価を施している福祉サービス事業所は少ない現状にあります。

サービス評価の結果が住民に開示されることは、福祉サービスを選択しようとする利用者や家族がサービスの選択の幅を広げることにつながるため、第三者評価の取り組みを促進する必要があります。

【施策の方向】

福祉サービス事業所が、サービス評価の必要性を理解し、積極的に第三者評価を受審するように普及啓発の取り組みを推進します。

福祉サービス事業所が展開する福祉サービスの情報について、インターネットを活用した情報発信に努めるとともに、パンフレットを相談窓口と相談支援機関に配架することにより、住民が情報を得やすい環境を構築します。

【主な施策】

- ・サービス評価の必要性の理解及び第三者評価の受審促進に向けた普及啓発
- ・社会福祉法人指導監査での第三者評価の活用状況の確認
- ・インターネットを活用した福祉サービス等の情報発信とパンフレットの窓口配架

【活動指標と目標】

3-3. 必要なサービスにつなげる体制づくり

活動指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
第三者評価を受審した福祉サービス事業所数	0 事業所	1 事業所
ホームページで情報公開をしている所轄社会福祉法人数	25 法人	25 法人
【再掲】 包括的相談支援事業における相談件数 (実件数)	4,078 件	5,000 件

第5章 計画の推進方策

1. 計画の進捗管理

(1) 分野別の個別計画との調和

地域福祉計画を他の福祉分野の個別計画の上位計画に位置付け、『奥州市こども計画』、『奥州市健康増進計画』、『奥州市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』、『奥州市障がい者計画』、『奥州市地域医療介護計画』、『奥州市再犯防止推進計画』、『奥州市自殺対策計画』など分野別の個別計画との調和を図りながら、地域住民の福祉と健康づくりを推進します。

(2) 総合的なコミュニティ施策

地域福祉活動を進めるにあたり、地域で発見された地域生活課題全般を受け止める総合的なコミュニティ施策が必要です。年齢や障がいの有無、程度や種類といった従来の福祉の枠にとらわれず、多様で複合的な地域生活課題に対応するためには、防災や防犯、教育や文化、就労、公共交通、まちづくり、住宅など、幅広い視点で取り組みます。

(3) 包括的支援体制による支援

制度的に位置づけられた公的福祉サービスが適切に提供されるように努めるとともに、複合的な地域生活課題を抱える住民や世帯には、庁内の各部署で連携しながら分野を越えた包括的支援体制により相談者に寄り添った支援を推進します。

住民による地域福祉活動、福祉サービス事業所による福祉サービスと公的福祉サービスとが互いに働きかけあい、住民が地域で安心して暮らし続けることができるように努めます。

- ・住民による地域福祉活動が疲弊することなく継続できるように活動の基盤整備に努めます。
- ・地域福祉活動の中心的な役割を担う市社会福祉協議会を支援するとともに、連携を図りながら協働により地域福祉を推進します。
- ・各種広報活動等を通じて、地域福祉の「支え合い・助け合い」の浸透を図り、地域で暮らしやすい環境を整えるための啓発に努めます。
- ・住民に寄り添った支援を行うために、庁内の各部署や関係機関との連携を図るなど包括的支援体制の構築に努めます。

(4) PDCAサイクルに基づく進捗管理

本計画では、PDCAサイクル（PLAN（計画）→DO（実施）→CHECK（チェック・評価）→ACTION（改善））に基づく進捗管理の仕組みを位置づけ、毎年度のローリングの実施により、住民満足度や成果などが得られない事業は、積極的に再構築を図ります。

(5) 計画推進のための各分野の取組

年齢を重ねても、障がいがあっても、誰もが住みなれた地域の中で、自分らしい生き方を全うしたいと考えるとき、公的制度による福祉サービスで支援していただくだけでは全ての福祉ニーズには対応できず、支援が十分でないことが明らかになってきています。

基本的な福祉ニーズは公的福祉サービスで対応することを原則としますが、制度の隙間を埋める分野を越えた包括的相談体制による支援の提供も必要です。また、地域には多様で複合的な地域生活課題が潜在しており、課題解決に対応するための地域の福祉活動は、地域に暮らす住民一人一人の協力・参画が必要です。

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人一人が生きがいのある暮らしを送り、地域をとともに創っていくための取組を次のように位置付けます。

ア. 個人・家族の取組

家庭は、基本的な生活習慣や社会的な規範を身につける場として、最も重要な場所です。子どもの頃から相手を思いやり互いに理解する心を育むこと、また地域には様々な人が生活しており、互いにつながりを持ち、支え合い、助け合うことが大切であることを一人一人が理解できるように家庭で教えることが必要です。

- ・家族一人一人がそれぞれの役割を認識し、お互いを尊重しながら、思いやりと助け合う意識を持つように努めます。
- ・家族で地域行事に参加することで、住民同士が互いにつながりを持ち、お互いに支え合い、助け合いながら生活をしていることを自然に身につけ理解していきます。

イ. 地域コミュニティ（自治会・町内会及び自主防災組織）の取組

地域で行う活動や行事に参加することは、住民同士のつながりを築くきっかけとなります。つながりを築くことにより、その地域における潜在的な地域生活課題が明らかになり、把握することができます。

- ・地域コミュニティで抱える地域生活課題を共有し、行政、社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携しながら、地域生活課題の解決に向け自主的に取り組む仕組みの構築に努めます。
- ・自主防災組織は、平常時から防災意識を高め、災害時には避難行動要支援者の避難支援に迅速に対応できる体制の構築に努めます。

ウ. ボランティア・市民活動団体の取組

ボランティア・市民活動団体は、特定の目的をもって組織された機能的な団体として意欲的に活動するため、これからの地域福祉の担い手として期待されます。ボランティア・市民活動団体は、目的に賛同する自発的なメンバーによって開拓的で即応的な活動ができるため、地域とのつながりを推進していくための活動に関する情報を積極的に発信するとともに、参加を希望する住民を受け入れる体制を構築していく必要があります。

- ・ボランティア・市民活動団体が町内会等の自治組織と交流を図りながら活動することで、地域における支え合いの担い手として、より一層活発な活動が期待できます。
- ・ボランティアに関心がある人の参加を促すとともに、支援を必要としている方の地域生活課題と、ボランティアに参加する人の意欲や技能を結びつけられるように活動に参加しやすい環境づくりに

努めます。

エ. 民生児童委員及び地域の福祉関係者の取組

民生児童委員は、行政等と協力しながら、生活支援を必要とする方への相談や援助活動を行うとともに、地域の見守り、子育てサロン、ふれあいサロンなどの地域活動を通じて、一人暮らし高齢者の見守りや悪徳商法被害の防止、児童虐待防止や家庭内暴力への対応、ひきこもりへの支援など、地域福祉の中心的な役割を担っています。

住民の地域生活課題に対して適切な支援を行うため、関係機関と情報共有しながら、地域の福祉関係者の協力のもと円滑に活動できる地域の支援体制を構築し、自治会長・町内会長、行政区長等と協働して、問題発見時の連絡通報体制の整備と相談支援活動の充実を図ります。

- ・住民の身近な支援者である民生児童委員等の地域の福祉関係者は、研修や会議に積極的に参加し資質の向上に努めます。
- ・民生児童委員等は地域で困っている方やその家族に対し、行政や市民活動団体、福祉サービス事業所等との情報交換を行い、連携しながら相談と支援に努めます。

オ. 社会福祉法人及び福祉サービス事業所の取組

社会福祉法人及び福祉サービス事業所は、福祉サービスを提供するための高度で専門的な知識や技能を有し、支援を必要とする方の福祉ニーズに適確に対応しています。

社会福祉法人等が持つ専門的な知識や技能、様々な福祉サービスのノウハウ等は、貴重な地域社会資源であり、地域で発見された専門的な対応を要する課題や困難な事例に対応することができます。一方、福祉サービス事業所を利用していない対象者は、生活課題の発見が遅れることもあることから、地域住民と協働で生活課題の早期発見と早期解決に向けて取り組む必要があります。

- ・支援を必要とする方に対して、適切な福祉サービスが提供されるように体制の構築と人材の確保に努めます。
- ・地域生活課題の早期発見と早期解決に向け、地域住民と協働した取組を推進します。
- ・地域の身近な福祉ニーズに対応した新たな福祉サービスの提供を検討します。

カ. 企業の取組

多様で複合的な地域生活課題を抱える住民を支援する福祉サービスを検討する際に、既存の福祉サービスだけでは対応できない場合も考えられます。様々な地域生活課題に対応するために、公的福祉サービスだけに頼らず、民間事業所が取り組む新規事業や公益的な取組などの新しい社会資源の開発と活用が求められています。

- ・地域生活課題を解決するために、企業による社会福祉を目的とした公益的な取組の活用を検討します。

キ. 社会福祉協議会の取組

社会福祉協議会は、「地域住民が主体となって地域福祉の推進を図るための組織的活動を行うことを目的とする民間の自主的な組織」として位置づけられています。社会福祉協議会は、地域の様々な福祉関係者によって構成され、社会福祉法に基づいてこれら関係者間の連絡調整を行い、社会福祉活動を行う人々を支援する中立的で公共性の高い民間団体です。

社会福祉協議会が、営利・非営利、公的・民間を問わず様々な個人・団体などとの協働によって、多様な福祉ニーズや地域生活課題に応える活動や事業を開発し、行政施策へつなげる公民協働の場を提供する役割は、地域福祉の推進に大変重要です。

- ・地域における助け合いや福祉活動への参加など住民の自主的活動を推進するとともに、地域福祉推進団体等への活動支援を推進します。
- ・自治会や行政区などの身近な小地域を福祉活動の基本圏域とした日常の支え合いや見守り活動の取組支援を推進します。
- ・住民のボランティア活動を支援し、登録、斡旋、相談、解決などのコーディネート業務を実施します。また、ボランティア活性化に向けた取組を推進し、各団体間のネットワーク強化に努めます。
- ・地域生活課題を解決するために、市内の相談機関との連携体制を構築し、お互いに取り組んだ相談ケースから解決の方法を共有し合うことで、相談機関の能力向上を図ります。
- ・地域住民及び町内会等の自治組織、福祉関係者、ボランティア、社会福祉施設はもとより、福祉分野の枠組を超えた団体や機関が地域生活課題の共通理解を図り、役割分担をしながら一丸となって奥州市の福祉を高める活動を推進します。

2. 包括的な支援体制による事業の推進

(1) 重層的支援体制について

共働き世帯や核家族の増加、生活様式の多様化に伴い、ひきこもり、社会的孤立、貧困問題、ダブルケア、8050問題など制度の狭間や深刻な生活課題を抱える世帯が増加しています。また、誰にも相談できない深刻な課題を潜在的に抱えている方、支援者のフォローを求めている方もいます。これら複雑化・複合化した地域生活課題は、相談を受けた支援機関の担当分野を超えてしまうこともあり、解決が困難な事例もありました。

このため、引き続き、第4期奥州市地域福祉計画では、地域生活課題について総合的に相談に応じ、分野の縦割りを越えて関係機関が協働して解決するために、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に推進していくこととし、以下の実施計画のとおり「奥州市重層的支援体制整備事業」を実施します。

(2) 奥州市重層的支援体制整備事業実施計画

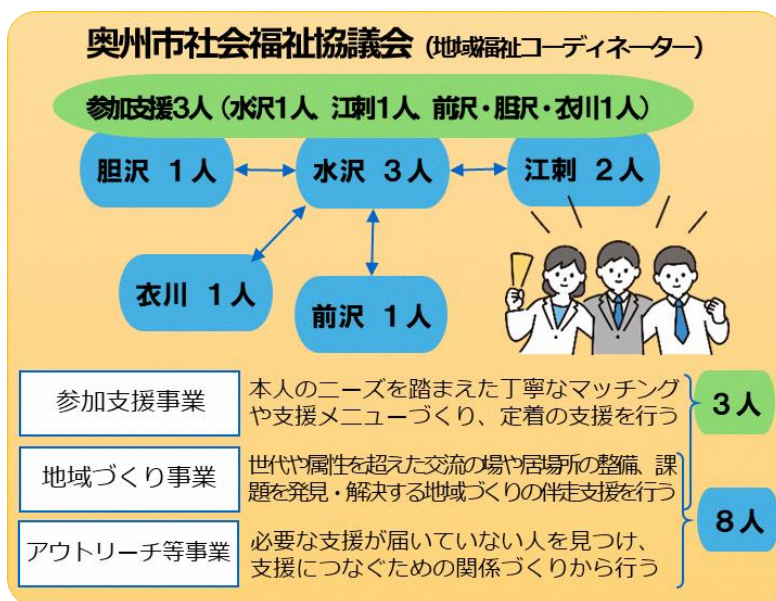
【事業の推進体制】

ア. 包括的な相談支援体制の構築に向けた多機関協働推進員の配置

本市は、高齢分野の地域包括支援センターが行ってきた多職種や官民連携による「地域包括ケアシステム」が、今後は全分野において支援の基本的体制になるものと考え、令和7年4月の重層的支援体制整備事業の開始に合わせて、市直営の基幹型地域包括支援センターを全世代型の機関として位置づけ直し、重層的支援体制整備事業を主管する「地域共生社会課」としてリニューアルしました。基幹型センターの相談機能やノウハウ、ネットワーク等を活用し、分野を超えた相談に対応するとともに、多機関協働事業を担う「多機関協働推進員」を配置し、支援者支援や分野間の連携促進の取組を進めることで、世代や属性を問わない「包括的な相談支援体制」の構築を図っています。

イ. 地域福祉コーディネーターの配置による参加支援・アウトリーチ等を通じた継続的支援・地域づくりに向けた支援の一体的な実施

社会福祉法人市社会福祉協議会が実施してきた地域セーフティネット会議や福祉活動専門員の配置など地域福祉分野の取組が、重層的支援体制整備事業で実施する「参加支援事業」や「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、そして「地域づくり事業」の取組と合致することから、市社会福祉協議会への業務委託により専任職員「地域福祉コーディネーター」を配置し、これら3事業を一体的に実施しています。



【各事業の内容及び実施体制】

①包括的相談支援事業

既存の相談支援窓口を活用しつつ、他分野の相談があった場合や世帯内に他分野の支援ニーズがあった場合などには、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行います（従来の機能を維持する基本型）。

受け止めた相談のうち、単独では解決が難しい事例については、各種支援機関と連携を図りながら支援を行うとともに、支援関係機関間の役割分担や課題の整理が必要な場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行います。

分野	事業名	事業内容	実施方法	箇所数	所管課
高齢	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送ることができるように、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が連携しながら、総合的な支援を提供	委託	8	地域共生社会課
障がい	(1) 基幹相談支援センター (2) 障がい者相談支援事業	障がい児・障がい者やその保護者、介護者等からの相談に応じ、情報提供・助言・連絡調整、その他の支援を総合的に提供	委託	(1) 1 (2) 11	福祉課
子ども	利用者支援事業 (1) 特定型 (2) こども家庭センター型 (3) 妊婦等包括相談支援事業型	子どもやその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言・連絡調整等を実施	直営	(1) 1 (2) 1 (3) 1	(1) 保育こども園課 (2) こども家庭センター (3) 健康増進課
困窮	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者やその家族、関係者等からの相談に応じ、情報提供や助言・連絡調整を行うほか、就労の準備や住宅の確保、家計の改善など、さまざまな支援を提供	委託	1	福祉課

②参加支援事業

既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。対象者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間を調整のうえ、本人と支援メニューのマッチングを行います。また、既存の社会資源の拡充を図り、対象者のニーズや状態に合った支援メニューを作成します。

- ・地域福祉コーディネーターが、地域福祉分野のネットワークを生かし、自治会・行政区・地区振興会やそこで行われる活動、ボランティア団体、社会福祉法人のほか、農家や民間企業など福祉以外の分野も含め、多様な主体と対象者とのマッチングなどを行い、社会参加のニーズに対応します
- ・就労支援をはじめとする既存事業の活用や社会福祉法人連絡会との連携等により、本人のニーズを起点にした、新たな支援メニューの開発にも取り組みます

事業名	実施方法	箇所数	実施体制	所管課
参加支援事業	委託	1	参加支援を実施するため、市社会福祉協議会に地域福祉コーディネーター3人を配置	地域共生社会課

③地域づくり事業

既存の地域づくり拠点の機能を維持し、連携を図りながら、地域の社会資源を幅広く把握・分析したうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を行います。また、「人と人」、「人と資源」をつなぎ、住民同士が気かけあう関係性が地域で生まれるよう促すとともに、分野や領域を超えて地域の担い手が出会いつながる場や機会が創られるよう支援します。

- ・地域福祉コーディネーターは、地区振興会との連携を深め、地区レベルでのニーズ把握や資源とのマッチング、モデル事業の検討などを行います
- ・また、行政区単位では、「地域セーフティネット会議」の拡充に向けた働きかけや、それに準ずる情報交換の場の開催支援などを行います

分野	事業名	事業内容	実施方法	箇所数	所管課
高齢	地域介護予防活動支援事業	いきいき百歳体操に取り組む住民主体の通いの場「よさってくらぶ」の立ち上げ・運営支援として、体験教室、体操指導・体力測定、重り・DVDの貸与などを実施	直営	1	地域共生社会課
高齢	生活支援体制整備事業	①地域生活支援コーディネーター（SC）による社会資源の把握と情報提供、支え合いの仕組みづくり ②協議体における関係機関との情報共有と連携体制づくり	直営委託（社会福祉法人）	直営1 委託1	
障がい	地域活動支援センター事業	障がい者等に対し創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業を行う	委託（社会福祉法人）	4	福祉課
子ども	地域子育て支援拠点事業	地域ごとに拠点（エンゼルプラザ1カ所、子育て支援センター8カ所）を設置し、①子育て中の親子の交流の場の提供と交流促進、②子育て等に関する相談及び援助、③情報提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等を実施	直営委託（社会福祉法人）	直営3 委託6	こども家庭課
困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	地域福祉コーディネーターが次の取組を実施 ①地域住民のニーズ・生活課題の把握 ②地域住民の活動支援・情報発信 ③地域コミュニティを形成する「居場所づくり」 ④行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開	委託（社会福祉法人）	1	地域共生社会課

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに消極的な人などに支援を届けるため、訪問支援（アウトリーチ）等を通じた継続的な相談支援を行います。

- ・地域福祉コーディネーターが、地域セーフティネット会議に参画する地域の福祉関係者やサロン・よさってくらぶ等の通いの場からの情報、各分野の会議、支援関係機関とのネットワークなど、様々な社会資源を通じて情報を収集し、支援が届いていない人・世帯を早期に発見して支援関係機関につなぎます

事業名	実施方法	箇所数	実施体制	所管課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	委託	1	アウトリーチ等支援と地域づくりを一体的に実施するため、市社会福祉協議会に地域福祉コーディネーター8人を配置	地域共生社会課

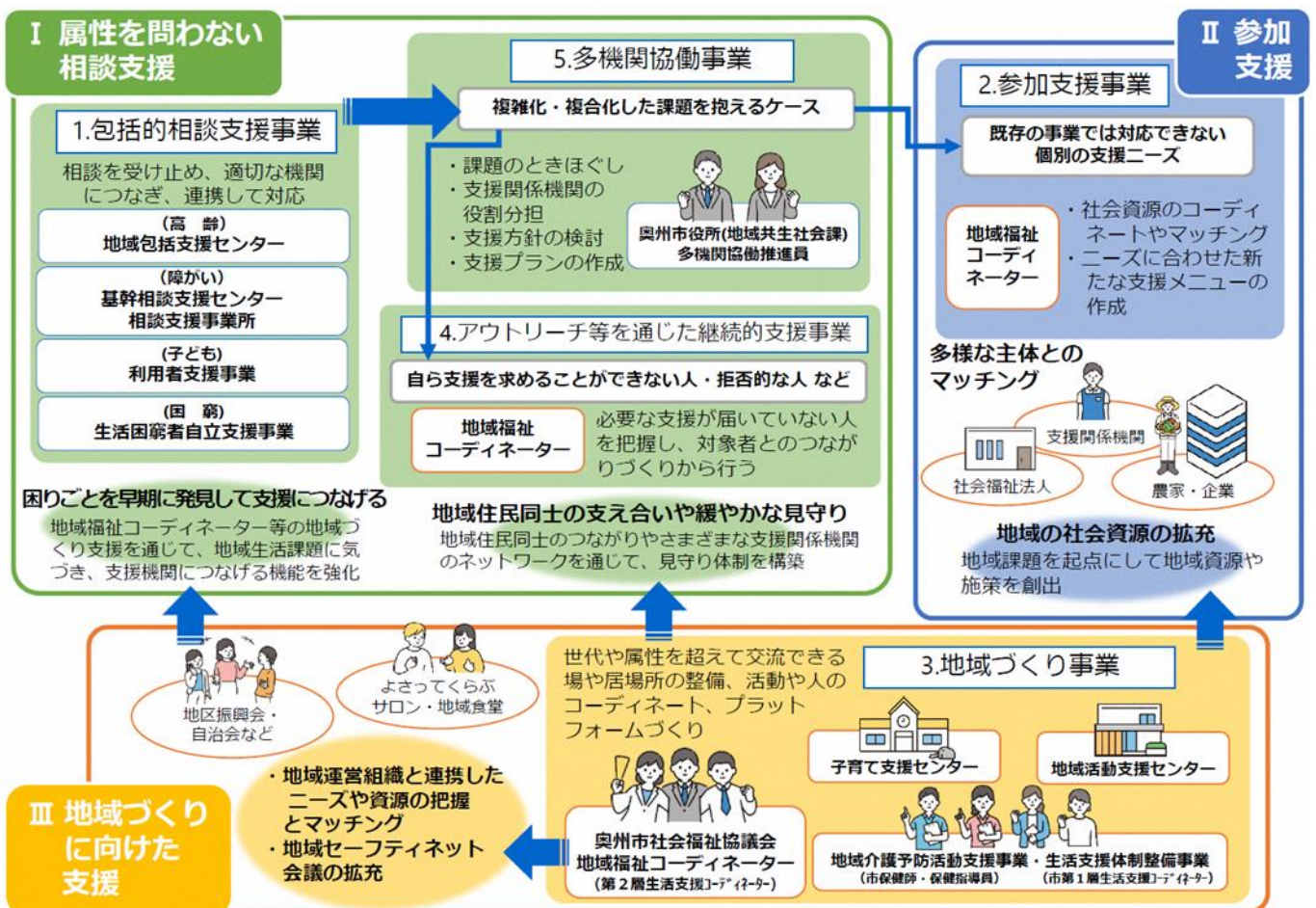
⑤多機関協働事業

重層的支援体制整備事業の進捗状況等を把握し、相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市全体の支援体制の構築と支援者の伴走支援を行い重層的支援体制整備事業の中核を担う機関を設置します。具体的には、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援が適切かつ円滑に実施されることを目的とした重層的支援会議を開催し、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めます。

- ・奥州市役所に配置した「多機関協働推進員」が、複雑化・複合化したニーズを抱える事例等の相談に応じ、支援関係機関の支援を行います
- ・支援関係機関同士の連携が促進されるよう、地域共生社会課が中心となり、支援者同士の顔の見える関係づくりやツールづくりなどに取り組みます

事業名	実施方法	箇所数	実施体制	所管課
【新規】多機関協働事業	直営	1	奥州市役所に多機関協働推進員を配置	地域共生社会課

■奥州市重層的支援体制整備事業イメージ



【各種会議の開催】

重層的支援体制整備事業では、地域共生社会課が次の会議を開催し、円滑な支援と事業の進捗管理を図ります。なお、定期開催・随時開催を組み合わせるなど、支援関係機関からの相談に柔軟に対応するほか、同様の機能を持つ各分野の会議との併催や統合など効果的・効率的な運営について検討を進めます。

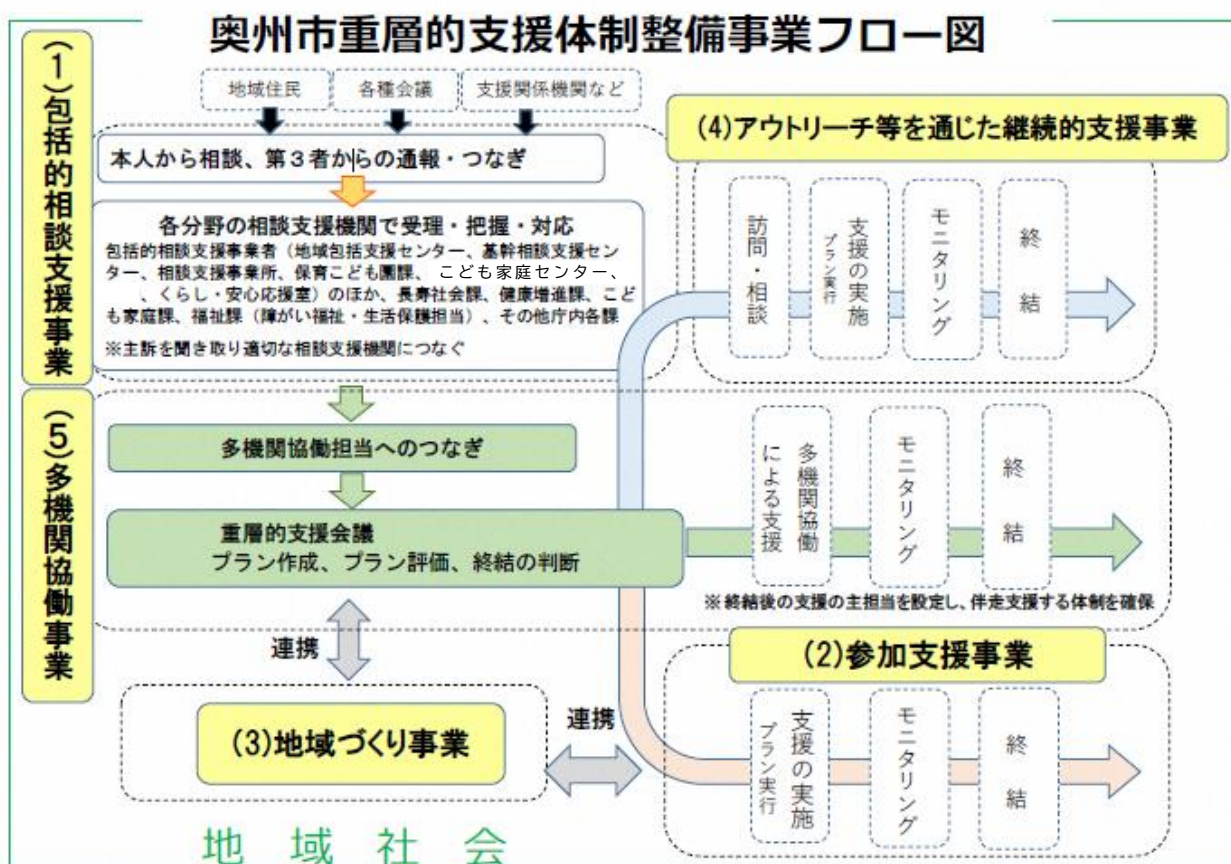
ア. 重層的支援会議

重層的支援体制整備事業による支援を適切かつ円滑に実施するために、対象者本人の同意に基づき開催するもので、次の3つの役割を果たします

- ①支援プランの協議（多機関協働、参加支援、アウトリーチ）
- ②支援終結の判断
- ③社会資源の把握と開発に向けた検討

イ. 支援会議

社会福祉法第106条の6に規定される会議で、構成員に守秘義務が設けられており、対象者本人の同意がない場合でも、構成員同士で複雑化・複合化した課題を抱える相談者について情報共有等を行うことができます。支援につながっていない潜在的な相談者を早期に発見でき、複数の支援関係機関等の情報共有と役割分担により、支援を受ける人やその世帯にとって適切なタイミングでよりよい支援が受けやすくなるといった効果が期待されます



【包括的な支援体制の構築と地域共生社会の実現に向けて】

本市では、重層的支援体制整備事業の実施を通じた「入口・出口支援」「相談支援体制の強化」「社会資源創出の仕組みづくり」の循環により、包括的な支援体制の構築と地域共生社会の実現を目指します。

ア. 入口・出口支援の充実（潜在的ニーズへのアプローチ）

守秘義務のある法定の支援会議を設置することで情報共有が容易になり、福祉分野以外からも支援が必要な人の情報を得ることができます。そして、これまでのように相談者を待つのではなく、支援会議や関係機関・地域住民とのネットワークの中から相談者を把握し、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業でこちらから出向いて必要な支援につないでいきます（入口支援）。

把握した支援が必要な人に寄り添い、本人のニーズを起点とした伴走支援を実施します。本人が抱えるニーズにマッチする資源がない場合には、参加支援事業により支援メニューづくりから支援を行います（出口支援）。

これらにより、必要な人に必要な支援が届き、小火のうちに消火する、早期発見・対応を図ります。

イ. 相談支援体制の強化（横連携と支援者支援）

各相談支援機関が包括的相談支援事業で相談を断らずに受け止め、1機関ではなく関係機関のネットワーク（横連携）で対応すること、世帯が抱える課題を解きほぐし支援を調整する多機関協働事業で支援者を支援することで本市の相談支援体制を強化し、相談者・支援者の双方の負担を軽減と生活課題の早期解決を図ります。

ウ. 社会資源創出の仕組みづくり（地域も行政も）

参加支援事業を通じて相談者のニーズを起点に地域資源を活用し、支援メニューづくりを行っていきます。また、地域づくり事業で住民活動のコーディネートやサポートを行うとともに、福祉分野以外とも連携しながら、地域課題に気づき、解決に取り組むコミュニティの形成や、地域課題を起点にした地域資源や施策の創出につなげていきます。

【他分野との連携】

市全体での包括的な支援体制を構築するためには、市役所庁内の関係部署とこれまで以上に連携するとともに、支援関係機関をはじめとする庁外関係者との連携も必要です。

また、次表のとおり、厚生労働省社会援護局及び各関係省庁・部局から、重層的支援体制整備事業との連携について通知が発出されているほか、社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成29年厚生労働省告示第355号）において、事業実施により包括的な支援体制を整備する効果として、「災害や感染症の流行等の緊急事態の発生時における支援体制の充実を図ることができる」「地域への意識と、暮らしや文化、価値観の多様性を受け入れる意識を育むことにつながる」などが示されています。

交付金対象の高齢・障がい・子ども・困窮の4分野以外にも、さまざまな分野の施策と連携していくことが重要であり、地域共生社会課が中心となって庁内・庁外の連携促進に取り組みます。

■連携に関する通知

分野・制度・施策	通知日
ひきこもり支援	R3. 3. 29
自殺対策	
児童福祉制度・DV被害者支援施策等	
公共職業安定所等	
シルバー人材センター	
生涯現役促進地域連携事業	
水道事業	
保護観察所等	
地域生活定着促進事業	
教育施策	
子供・若者育成支援施策	
高齢者向け施策	R3. 3. 31
障がい保健福祉施策	

分野・制度・施策	通知日
子ども・子育て支援施策	R3. 3. 31
生活困窮者自立支援制度	
生活保護制度	
成年後見利用促進に係る取組	
社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等	
地域若者サポートステーション	R3. 4. 1
消費者安全確保地域協議会	R3. 10. 1
地域力創造施策	
地方創生施策	R3. 12. 1
農林水産施策	R4. 3. 1
地域循環共生圏に関する施策	R4. 6. 30
孤独・孤立対策	R6. 6. 24
犯罪被害者等施策	R6. 7. 18

■その他の通知

名称	通知日
多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について	R3. 3. 31
重層的支援体制整備事業における社会福祉法人による「地域における公益的な取組」等の推進について	

【評価・検証】

奥州市地域福祉計画の進捗状況への意見・提言を行う「奥州市地域福祉推進市民会議」において、毎年の評価・検証を行い、PDC Aサイクルに基づいた事業実施を図ります。

【活動指標と目標】

活動指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
重層的支援体制による支援件数（重層的支援会議及び支援会議での検討ケース実件数）	8件	25件
アウトリーチ支援のプラン作成件数 (支援会議で検討した者も含む実件数)	(※1) -	15件
参加支援のプラン作成件数（実件数）	(※1) -	10件
地域セーフティネット会議の開催回数、参加人数 (のべ)	750回／7,159名	870回／7,830名

※1 現状値「-」は事業未実施による。

資料編

資料1 主な個別計画の解説

第2期奥州市障がい者計画	
計画期間	平成30(2018)年度～令和7(2025)年度 ※令和3(2021)年度に中間見直し
<ul style="list-style-type: none"> ・本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める障害者計画として策定したもので、本市では、次に掲げる「障がい福祉計画」及び、「障がい児福祉計画」とまとめて1つの計画としています。 ・「障がい者計画」は、市の障がい者施策の指針となるもので、この計画に沿って障がい者の自立支援に向けた取り組みを進めます。 ・基本理念は「ノーマライゼーションの理念の実現」とし、「障がいのある人の自立を支援し、地域で安心して暮らせる社会の実現」を基本目標としています。 	

第7期奥州市障がい福祉計画及び第3期奥州市障がい児福祉計画	
計画期間	令和6(2024)年度～令和8(2026)年度
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者等の自立を支援する観点から、市町村は「日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に基づき「障がい福祉計画」を、また、「児童福祉法」に基づき、「障がい児福祉計画」を策定することとされている計画です。 ・期間は3年間で、福祉サービスの必要な見込量を算出し、その提供体制の確保に向けた取り組みを進めるものです。 	

奥州市こども計画	
計画期間	令和7(2025)年度～令和11(2029)年度
<ul style="list-style-type: none"> ・奥州市こどもの権利に関する推進計画、奥州市子ども・子育て支援事業計画を併せてこども基本法に基づく自治体こども計画とするもので、国のこども大綱、県のいわてこどもプランの趣旨を参酌しつつ、関連する市の部門別計画と連携を図ります。 	

第3期奥州市子ども・子育て支援事業計画	
計画期間	令和7(2025)年度～令和11(2029)年度
<ul style="list-style-type: none"> ・本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき策定するものです。 ・また、第3期計画は、「子どもの権利に関する推進計画」を関連計画とし、本計画と一体化として、「こども基本法」に規定する市町村子ども計画とするものです。 ・基本理念を「子育て家庭と地域全体で育もう 未来に輝く 奥州っ子」とし、以下3つの基本目標を定めています。 <ul style="list-style-type: none"> 基本目標Ⅰ. 一人一人の子どもの健やかな育ちを応援するしくみづくり 基本目標Ⅱ. 安心して子どもを産み喜びを持って子育てができるためのしくみづくり 基本目標Ⅲ. 子どもの育ちと子育て家庭を地域みんなが支えるしくみづくり 	

第3次奥州市こどもの権利に関する推進計画	
計画期間	令和7(2025)年度～令和11(2029)年度
<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、国連総会で採択された「児童の権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、「奥州市子どもの権利に関する条例」を定め、平成24(2012)年に施行しました。本計画は、この権利条例の規定に基づき、条例の目的である、こどもの権利の保障を総合的かつ計画的に推進するための計画です。 	

- ・基本理念「全ての子どもがいきいきと輝き、伸びやかにたくましく育ち、幸せな人生を送ることができるまち」に向けて、基本目標を4つ掲げています。

基本目標1. 自分の良さを認めることのできる心を育みます

基本目標2. こどもが参画できる機会を増やします

基本目標3. 相手を思いやる気持ちを育てます

基本目標4. こどもの権利に対する意識を高めます

奥州市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

計画期間	令和6（2024）年度～令和8（2026）年度
------	-------------------------

- ・「高齢者福祉計画」は、老人福祉法の、「介護保険事業計画」は、介護保険法の、各規定により定めるものとされています。
- ・本市においては、介護分野も高齢者福祉の重要な一部を担い、密接な関係にあることから、全ての高齢者を対象とした高齢者福祉事業全般に関する総合的な計画、かつ介護保健事業を運営するための事業計画として、一体的に策定し、運営を進めています。
- ・基本理念は「健康で安心して暮らせるまちづくり」とし、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を基本目標に、施策を展開しています。

奥州市重層的支援体制整備事業実施計画

計画期間	令和7（2025）年度
------	-------------

- ・この計画は、「社会福祉法」第106条の5の規定に基づき策定するもので、“地域共生社会の実現”を目指し、分野毎の縦割りや属性や世代を問わない、包括的な支援体制を整備し、地域の中の複雑化・複合化したニーズにも、適切かつ効果的に対応できるよう、事業の提供体制に関する事項等を定める計画です。
- ・事業開始年度の令和7年度を始期として策定し、奥州市地域福祉計画との一体化を検討するため、地域福祉計画の終期に合わせ、令和7年度の一年間を計画期間とします。

第4次健康おうしゅう21プラン（健康増進計画）

計画期間	令和6（2024）年度～令和11（2029）年度
------	--------------------------

- ・この計画は、奥州市総合計画の部門別計画の性格を有し、「健康で安心して暮らせるまちづくり」の施策展開を明らかにするものです。
- ・第3次プランの基本理念「みんなで取り組む 健康づくり」を受け継ぎ、健やかで心豊かに生活できる、持続可能な社会の実現を目指します。

第2次奥州市自殺対策計画

計画期間	令和6（2024）年度～令和11（2029）年度
------	--------------------------

- ・本計画は、自殺対策基本法に定める「市町村地域自殺対策計画」であり、自殺対策基本法の基本理念や自殺総合対策大綱の基本認識や基本方針を踏まえて策定します。
- ・基本理念を「手をつなぎ いのち支える おうしゅう」とし、全国的に実施することが望ましいとされている“基本施策”の5項目と、本市の実態を踏まえて実施する“重点施策”3項目について取り

組んでいきます。

[基本施策]

- (1) 自殺対策推進のためのネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 市民への啓発と周知
- (4) 生きることの支援
- (5) 子ども、若者への支援

[重点施策]

- (1) 高齢者への支援
- (2) 生活困窮者への支援
- (3) 働き盛り年代への支援

奥州市成年後見制度利用促進基本計画

計画期間 令和4（2022）年度～令和8（2026）年度

- ・この計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。
- ・当市ではこの間、成年後見制度の推進に取り組んできましたが、体制の整備等、課題の解消に向けて、金ヶ崎町と連携した計画の策定としました。

奥州市再犯防止推進計画

計画期間 令和5（2023）年度～令和9（2027）年度

- ・この計画は、奥州市地域福祉計画を上位計画として、「再犯防止推進法」に基づく、「地方再犯防止推進計画」として策定したものです。
- ・「再犯防止推進法」の趣旨を踏まえ、犯罪をした者等が地域生活を送る上で抱える困りごとを、市が提供するサービスのみならず、国、県、民間団体、市民と連携し解決することで、新たな犯罪を抑制し、地域社会の一員として共に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目的としています。

(地域福祉計画と他の主な計画の策定状況)

(地域福祉計画と他の主な計画の策定状況)

計画名	平成													令和												
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
奥州市総合計画		前期				後期				前期				後期				前期								
奥州市地域福祉計画						第1期				第2期				第3期				第4期								
奥州市障がい者計画					第1期				第2期				第3期													
奥州市障がい福祉計画		第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期		第7期		第8期										
奥州市障がい児福祉計画													第1期		第2期		第3期		第4期							
奥州市子ども計画																										
奥州市子ども・子育て支援事業計画									第1期		第2期		第3期													
奥州市子どもの権利に関する推進計画								第1次		第2次		第3次														
奥州市高齢者福祉計画・介護保険事業計画		第3期		第4期		第5期		第6期		第7期		第8期		第9期		第10期										
奥州市健康増進計画 (健康おしゅう21プラン)			第1次		第2次		第3次								第4次											
奥州市自殺対策計画														第1次		第2次										
奥州市成年後見制度利用促進基本計画															第1期		第2期									
奥州市再犯防止推進計画															第1期		第2期									
奥州市地域福祉活動計画 【奥州市社会福祉協議会】					第1次		第2次		第3次		第4次															
岩手県地域福祉支援計画 【岩手県】			第1期		第2期		第3期		第4期																	

資料 2 社会福祉法改正の概要

【令和 3 年 4 月 1 日施行】

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の主な改正点

1 地域福祉の推進（第 4 条関係）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならないことが規定されたこと。

2 福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務（第 6 条関係）

(1) 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならないことが規定されたこと。

(2) 国及び都道府県は、市町村において重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならないことが規定されたこと。

3 包括的な支援体制の整備（第 106 条の 3 関係）

厚生労働大臣は、重層的支援体制整備事業をはじめとする施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表することが規定されたこと。

4 重層的支援体制整備事業（第 106 条の 4 関係）

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、次に掲げる社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法（以下「各法」という。）に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができることが規定されたこと。

ア 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助等の便宜の提供を行うため、各法の事業を一体的に行う事業

イ 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供を行う事業

ウ 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設等の援助を行うため、各法の事業を一体的に行う事業

エ 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言等の便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

オ 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

カ 複数の支援関係機関の連携体制による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、包括的かつ計画的な支援を行う事業

5 重層的支援体制整備事業計画（第106条の5関係）

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業実施計画を策定するよう努めることが規定されたこと。

6 支援会議（第106条の6関係）

市町村は、支援関係機関、重層的支援体制整備事業の委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者により構成される会議を組織することができることが規定されたこと。

7 市町村の支弁（第106条の7関係）

重層的支援体制整備事業の実施に要する費用は市町村の支弁とすることが規定されたこと。

8 市町村に対する交付金の交付（第106条の8及び第106条の9関係）

国及び都道府県は、市町村に対し、重層的支援体制整備事業の実施に要する費用に充てるための交付金を交付することが規定されたこと。

9 重層的支援体制整備事業と介護保険法等の調整（第106条の11関係）

市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合は、各法に基づく事業についての市町村の支弁に係る費用から重層的支援体制整備事業に要する費用を除くための必要な読替えを行うこと。

10 市町村地域福祉計画（第107条関係）

市町村地域福祉計画において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を定めるよう努めるものとすることが規定されたこと。

【平成 30 年 4 月 1 日施行】

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の主な改正点

1 地域福祉の推進（第 4 条関係）

- (1) 福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会について、与えられるものでなく、確保されるべきものとして規定されたこと。
- (2) 地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図ることが規定されたこと。

2 福祉サービスの提供の原則（第 5 条関係）

社会福祉を目的とする事業を営業者が福祉サービスを提供するに当たっては、利用者の意向を十分に尊重し、総合的に提供することができるよう努めることとされているが、その際、保健医療サービス等の取組のみならず、それ自体は福祉サービスに当たらない地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等との連携にも配慮すべきことが規定されたこと。

3 福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務（第 6 条関係）

国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めることが規定されたこと。

4 地域子育て支援拠点事業等を営業者の責務（第 106 条の 2 関係）

複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域子育て支援拠点や母子健康包括支援センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく利用者支援事業の実施事業所といった福祉の各分野における相談支援を担う事業者が、相談等を通じて、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、各相談支援を担う事業者が必要に応じて適切な支援関係機関につなげるよう努めることが規定されたこと。

5 包括的な支援体制の整備（第 106 条の 3 関係）

市町村は、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備事業、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備事業、多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築事業等を通じ、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するよう努めることが規定されたこと。

6 市町村地域福祉計画（第 107 条関係）

市町村地域福祉計画及びの策定について、任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられたこと。また、策定した地域福祉計画については、定期的に調査、分析及び評価の手続きを行い、必要に応じて見直しを行うよう努めることが規定されたこと。

資料3 用語解説（五十音順）

※（ ）内の数字は、掲載ページ

【あ行】

アウトリーチ（19、33、37、38、49、51～55）

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、訪問型支援として、市や支援機関が積極的に対象者の居る場所に出向くなどして、情報や支援を届ける働きかけです。

いのち支える自殺対策推進センター（40）

いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）は、厚生労働大臣から指定を受け、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に推進する一般社団法人です。全国の自治体や関係機関と連携・支援を行い、自殺の実態調査、政策提言、相談・啓発活動（ゲートキーパー育成）など、先進的な自殺対策モデルを構築しています。

インフォーマル（29）

公式ではなく、形式ばらないことをいいます。公的機関や専門職のフォーマルなサービスに対して、インフォーマルなサービスには家族や友人、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかないものがあげられます。

NPO（エヌ・ピー・オー）（30、51）

「NPO」とは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。

【か行】

キャップ・ハンディ体験（32）

高齢者や障がい者が日常生活の中で体験していることを、疑似体験として学ぶことです。アイマスクをつけて歩行したり、段差やスロープのあるところを車いすや白杖を用いて移動したりするなど、障がい者の身体的な感覚を体験するとともに、生活のしづらさが環境や周囲の条件から生みだされるということを理解する取組をいいます。

ケアマネジメント（43）

病気やけが、障害、加齢などで生活上の支援を必要としている本人及び家族等の希望に応じて、保健・医療・福祉等の各サービスを組み合わせ、身体的・精神的・社会的に必要な支援・サービスのためのケア計画を作成し、継続的に支援を行うことをいいます。

権利擁護（7、18、35、36）

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や認知症高齢者、障がい者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁することをいいます。

ご近所福祉スタッフ（22、24、26、33、34）

市内50世帯に1人を目安に配置し、民生児童委員や地域福祉を進める方々と協働しながら安全・安心の地域づくりに取り組んでもらう方々です。

個人情報（23、38）

生存する個人に関する情報であり、かつその情報に含まれる記述等によって特定の個人を識別で

きるものをいいます。

子育て支援拠点事業 (51)

地域の身近な場所に子育て中の親子が気軽に集う「地域子育て支援拠点」を開設し、①子育て親子の交流、②子育て等に関する相談の実施、③地域の子育て関連の情報提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等の開催などを実施し、地域の実情に応じた子育てに関する援助活動を行う事業です。

【さ行】

ささえあいの会 (24、28)

ふだんの生活の中で手助けが欲しい「おねがい会員」とお手伝いができる「まかせて会員」が、有償で助け合う組織です。高齢者や障がい、病気などで生活の手助けが欲しいときに、会員相互で援助を行うものです。

支援会議 (53～55)

会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して生活困窮者に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々のケースの情報の共有や地域における支援体制の検討を行うものです。

自主防災組織 (26、38、46)

地域住民一人一人が協力連携し、自分たちの地域は自分たちで守るという考えのもと、発災時はもちろん日頃から地域と一緒にあって防災活動に取り組むために、地域で自主的に設立する組織です。

社会的孤立 (19、36、38～40、50)

客観的かつ定量的に評価されたソーシャルネットワークの減少及び社会的接触の欠乏した状態をいいます。社会的孤立は、孤立死、犯罪、消費トラブルなど顕在化する問題の素地となるだけでなく、生きがいや尊厳といった外部から見えない高齢者の内面にも深刻な影響をもたらします。

社会福祉法人指導監査 (43)

社会福祉法人が法令又は通知等に定められた法人として順守すべき事項について、運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的として実施する監査です。

住民支え愛マップ (24、26)

奥州市における「住民支え愛マップ（ご近所支え合いマップ）」事業は、地域住民が主体となり、身近な地域（小地域）の生活課題や支援が必要な人を把握し、高齢者や障がい者を見守り・支え合う体制を作る取り組みです。

小地域ネットワーク事業 (18、25)

地域の要援護者等に対して見守りの安否確認や声かけ訪問等を行い、住み慣れた地域で住み続けていくための支援を、民生児童委員、福祉活動推進員(行政区長)、ご近所福祉スタッフ、町内会・自治会役員などの地域の福祉活動に携わる方々を中心に展開している事業です。

消費者安全確保地域協議会 (55)

判断力が不十分となった者の消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行っています。

生活困窮者自立支援事業 (50)

生活困窮者が抱える問題について、生活困窮者やその家族又はその他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連携調整を行うとともに、さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る事業です。

成年後見制度 (7、36)

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、ひとりで決めることが心配な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うのがむずかしい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行い、共に考え、地域全体で明るい未来を築いていく。それが成年後見制度です。

【た行】

第三者評価 (19、43、44)

事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価することをいいます。

男女共同参画 (38)

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別等にかかわらずその個性と能力を發揮することのできる男女共同参画社会の実現に向け意識啓発を図ります。

ダブルケア (18、35、37、38、49)

子育てと親や親族の介護が同時期に発生することをいいます。女性の晩婚化や出産年齢の高齢化、兄弟数や親戚ネットワークの希薄化により、ダブルケアにより負担を感じている世帯が増加しています。

地域ケア会議 (23、43)

個別ケースの支援から高齢者の自立支援、関係機関とのネットワーク構築、地域課題の把握、地域づくり等の検討を行います。奥州市の地域ケア会議は、個別地域ケア会議、小地域ケア会議、市地域ケア推進会議の3段階としています。

地域自殺対策政策パッケージ (40)

都道府県や市区町村が独自の「地域自殺対策計画」を策定する際、実情に合った効果的な取り組みを選定・実施できるよう、推奨される施策群と具体的な事例をまとめたものです。いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）が提供し、実態把握ツール「地域自殺実態プロファイル」と組み合わせて活用されます。

地域セーフティネット会議 (5、18、19、22、25、26、28、34、38、49、51、55)

行政区を基本単位として、地域の情報交換、困りごとの話し合いと解決策の検討、見守りが必要な世帯の把握と選定、支援経過の確認等を話し合う地域の会議です。地域での積極的な会議開催を推進しています。

地域包括支援センター (6、49、50)

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されています。

地方創生 (55)

東京圏への人口の過度な集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的とした一連の政策をいいます。

都市計画 (25、37)

総合計画の将来都市像を実現するため、長期的な視点から都市及び地域のあるべき姿を具体的に示すとともに、土地利用、都市基盤整備の方針及びそれを実現するための方策を示す基本方針として、奥州市都市計画マスタープランが策定されています。

都市再生整備計画 (28、29)

都市再生整備計画とは、地域の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、地域住民の生活の質の向上と地域経済社会の活性化を図るため、都市の再生に必要な整備を重点的に行う区域を定め目標をもって事業を行っていくために作成する計画です。

この計画を策定し広く周知することにより民間活動の取り組みや官民連携による地域資源を生かしたまちづくりを推進し、市街地活性化の推進や賑わい再生など、目標を持った施策を実行することによる新たなまちづくりを進めていくものです。

【な行】

にこにこネット (24、26)

奥州市の「にこにこネット」は、高齢者や障がい者など地域で支援が必要な方々が孤立しないよう、平常時の見守り、声かけ、災害時の避難支援を行う「小地域ネットワーク事業」の総称です。行政区ごとの会議や緊急連絡カードの活用を通じて、地域ぐるみで支え合う体制（地域セーフティネット）を築いています。

日常生活自立支援事業 (36)

専門員を配置し、生活支援員の援助活動により、福祉サービスの利用支援、日常的金銭管理サービス、通帳書類等預かりサービス、相談・訪問活動を行います。

認知症サポーター (24)

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいます。

農村RMO (アール・エム・オー) (25)

農村RMO (Region Management Organization) とは、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取り組みを行う組織のことです。農村型地域運営組織といいます。

農福連携 (38)

農福連携とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を

実現していく取組です。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいがづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。市では、農福連携研修会などへの参加を通じた情報共有に努め、国や県など関係機関における事業について、農業者等向けに市ホームページなどで情報提供を行っています。また、県と協力してマッチングに向けたニーズ把握に努めています。

【は行】

8050 問題 (18、35、37、38、49)

高齢の親と働いていない中高年の独身の子が同居していることをいわゆる「8050」といいます。限られた収入(親の年金)での生活困窮や、親の介護、親が亡くなった後など社会的な問題に起因しています。この計画では、「8050」から起因する問題を「8050 問題」と表記しています。

バリアフリー (35)

生活環境(住宅、地域施設、交通施設)において、高齢者や障がい者にとって生活に障害となる物理的な障壁(バリア)を取り除く(フリーにする)ことをいいます。

伴走型支援 (30、38)

マラソンなどでランナーのそばについて走る伴走者のように、困っている人、苦しんでいる人の近くにいき、問題解決よりもつながる、寄り添うことを目的とし、相談者と一緒になって考える支援のことをいいます。

避難行動要支援者 (7、21、23、26、38、46)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で避難の確保に支援を要する者(災害対策基本法による定義付け)のことで、一般的に高齢者、障がい者などをいいます。市町村は、避難行動要支援者の把握に努め、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成する必要があります。

ファミリーサポートセンター (34)

「子育ての手助けをしてほしい人(おねがい会員)」と「子育てのお手伝いをしたい人(まかせて会員)」が会員となります。おねがい会員が仕事や家庭の事情、保護者のリフレッシュでお手伝いが必要なときに、まかせて会員がサポート活動を行います。センターはその会員相互の仲介を行います。

福祉活動専門員 (30、43、49)

支援を必要とする高齢者、障がい者、子育て中の親などに対して、見守り、生活課題の発見、相談援助など必要なサービスや専門機関へのつなぎと課題を解決するための支援を行います。また、地域住民と一緒に地域の福祉力の向上を図り、セーフティネットの体制づくりと地域福祉の計画的な推進を図るために関係機関等に働きかけます。

福祉懇談会 (32、38)

互いに支え合い住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けるための仕組みづくり構築のため、市や社会福祉協議会が地域の福祉関係者に対して事業説明等を行い、参加者からは地域生活課題や困りごとなどを伺う相互の意見交換の機会として開催しています。

福祉避難所 (26)

奥州市の主な福祉避難所(第2次避難所)は、高齢者や障がい者など配慮が必要な方のための施設で

す。代表例として「奥州市総合福祉センター」（水沢南町）が指定されています。一般の避難所（水沢体育館、各総合支所など）で過ごすことが困難な場合に、必要に応じて開設されます。

参考資料：Web 検索「奥州市福祉避難所」

プライバシー（24、39）

個人の私生活や家庭内の私事、また、それを他の個人や社会に知られず干渉や侵害を受けない権利のことをいいます。

ふれあいいいきサロン（24）

高齢者や障がい者、子育て世代が集まり、お茶のみやレクリエーション等の多様な取り組みをしています。

ボランティア協力店（24、31）

奥州市のボランティア協力店は、主に高齢者の買い物支援や地域見守り活動を行う「ご近所福祉スタッフ」関連の店舗や、子供の居場所を提供する「こども食堂」ネットワーク参加店です。詳細は奥州市社会福祉協議会が把握しており、地域の支え合い活動として、店舗が独自の支援や場所提供を行っています。

参考資料：『令和4年度奥州市社会福祉協議会のあらし』

<http://www.oshu-shakyo.jp/aboutus/abstract2022.pdf>

ボランティア・市民活動センター（30）

情報の提供や活動拠点の開設、ボランティア登録事業などを通じて、ボランティア活動の啓発と活性化、ボランティア団体の支援を実施しています。また、各種講座の開催や出会い・学び・協働の機会を創出し、共生の文化と人づくりのための基盤整備をすすめ、地域の多様な個人・団体と協働して総合的な支援体制を構築します。

【ま行】

みまもりおーネット（24、29、31）

みまもりおーネットは奥州市地域見守り支援ネットワークの愛称です。

高齢者の孤立防止や消費者被害の防止等に地域全体で取り組むことを目的とし、民間事業者の協力をいただきながら、地域の中の見守る人・見守られる人を特定しない形で進める見守り活動です。日常生活や仕事の中で、高齢者等の「ちょっと気になる…」ということに気づいたときに、市にご連絡いただくことで、地域の高齢者等をゆるやかに見守っています。

民生児童委員（7、13、14、22、26、33、47）

民生児童委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。地域の身近な相談相手として、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めます。誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、様々な活動をしています。

また、奥州市社会福祉協議会は奥州市民生児童委員連合協議会の事務局として、民生児童委員（協議会）と地域福祉推進のため連携し、民生委員活動の支援をしています。

民生相談員（33）

奥州市において地域の見守りや相談を行い市民生活の安定を図るため民生相談員を設置しているもの

です。相談員は、民生委員法に規定する民生委員の職にある者を市長が委嘱しています。

【や行】

ヤングケアラー (33)

「ヤングケアラー」とは、“本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者”のこと。本当なら享受できたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との他愛ない時間…これらの「こどもとしての時間」と引き換えに、家事や家族の世話をしていることがあります。

出典：こども家庭庁 <https://kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer/about/>

【わ行】

ワンオペレーション育児 (33)

ワンオペレーションとは、作業を全て一人でこなすという意味です。ワンオペレーション育児は、子育てと家事や仕事の全てを一人でこなさなければならない状況をいいます。

資料4 障害の「害」の字のひらがな表記について

「障害」の「害」の字は、「害悪」「公害」などの負のイメージが強いため、「障害」の「害」の字をひらがな表記にすることによって、否定的なマイナスイメージを和らげようとする動きが行政を中心に広がっています。

奥州市地域福祉計画は、障害の「害」の字のひらがな表記について、以下のルールに従って策定しています。

【ひらがなで表記する場合】

障がい者に対し、直接働きかけたり、人の状態を表したりする言葉は、ひらがな表記を基本としています。

(例) 障害者→障がい者、障がいのある人(方)

身体障害者→身体障がい者、身体に障がいのある人(方)

視覚障害者→視覚障がい者、目の不自由な人(方)

障害福祉→障がい福祉、障害種別→障がい種別

障害者スポーツ→障がい者スポーツ

障がいのある方には「障害者社会参加促進事業補助金」を活用できます。

【ひらがな表記の適用を除外する場合】

ひらがな表記をすることにより、その言葉の持つ意味が失われたり誤解されたりするおそれがある言葉については適用除外としています。例えば、条例等法規の題名、本文等における「障害」の言葉は、「害」の字をひらがなにすることにより、用語や定義が法律と同一でなくなり、その言葉の持つ意味が失われ、誤解される恐れがあるためです。このことから、以下においては、人の状態を表す言葉であっても適用除外とし、漢字表記として取り扱うこととしています。

ア 条例、規則等

(例) 身体障害者福祉法、障害者自立支援法

イ 法令、条例等に規定されている用語、名称等

(例) 身体障害者手帳、特別障害者手当、障害者控除

ウ 団体・機関等の固有名称

(例) 障害程度区分認定審査会、高次脳機能障害、障害者社会参加促進事業

エ 人の状態を表すものでない「障害」

(例) 青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為、電波障害

参考：岩手県HP

平成25年1月31日付健康福祉部長通知

資料5 奥州市地域福祉計画の策定経過

時期	経過
令和7年4月21日	奥州市及び社会福祉協議会担当者事務協議① ・計画策定スケジュールについて
令和7年5月2日	計画策定業務に係る委託契約締結
令和7年5月7日	委託事業者との打合せ①
令和7年5月13日	委託事業者との打合せ②
令和7年6月10日	委託事業者との打合せ③
令和7年6月27日	奥州市地域福祉計画策定委員会委員の委嘱 第1回奥州市地域福祉計画策定委員会（奥州福祉推進市民会議と合同） ・第3期奥州市地域福祉計画について（取組状況） ・第4期奥州市地域福祉計画策定方針について
令和7年6月27日	第4期奥州市地域福祉計画策定方針決定
令和7年7月1日 ～令和7年8月1日	市民アンケート実施 ・1,208件/3,000件（回収率40.3%）
令和7年9月10日	奥州市及び社会福祉協議会担当者事務協議② ・アンケートの集計結果について
令和7年9月19日	計画策定に係る関係課ヒアリング ・奥州市こども計画（こども家庭課） ・第4次健康おうしゅう21プラン（健康増進課） ・奥州市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（長寿社会課） ・奥州市重層的支援体制整備事業実施計画（地域共生社会課） ・第2期奥州市障がい者計画・第7期奥州市障がい福祉計画・第3期奥州市障がい児福祉計画（福祉課）
令和7年11月18日	奥州市及び社会福祉協議会担当者事務協議③ ・策定の進捗状況について
令和7年12月18日	第2回奥州市地域福祉計画策定委員会（奥州福祉推進市民会議と合同） ・市民アンケート集計結果について ・第4期奥州市地域福祉計画（素案）について
令和8年1月27日 ～令和8年2月27日	パブリックコメントの募集
令和8年2月5日	議会全員協議会での議員説明 ・第4期奥州市地域福祉計画（素案）について
令和8年3月16日	第3回奥州市地域福祉計画策定委員会（奥州福祉推進市民会議と合同） ・パブリックコメント実施結果について ・第4期計画最終案について
令和8年3月30日	第4期奥州市地域福祉計画の決定

資料6 奥州市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(平成19年奥州市告示第217号)

改正 令和2年奥州市告示第149号の7

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画(以下「計画」という。)を円滑に策定するため、奥州市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、計画の策定に関することとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 公募による者
- (2) 行政区長
- (3) 奥州市老人クラブ連合会の構成員
- (4) 奥州市地域婦人団体協議会の構成員
- (5) ボランティア団体の構成員
- (6) 消防団員
- (7) 介護サービス事業者の役職員
- (8) 障害福祉サービス事業者の役職員
- (9) 児童福祉関係者
- (10) 保健医療関係者
- (11) 胆江地区保護司会の役職員
- (12) 岩手県社会福祉士会胆江ブロック会の構成員
- (13) 農業協同組合の役職員
- (14) 商工団体の役職員
- (15) 社会福祉法人奥州市社会福祉協議会の役職員
- (16) 奥州市民生児童委員協議会の構成員
- (17) 行政機関の職員
- (18) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又

は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 計画の策定及び検討に必要な調査、企画、資料の作成等を行わせるため、委員会にワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、社会福祉法人奥州市社会福祉協議会又は市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する者をもって構成する。

3 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

附 則(令和2年奥州市告示第149号の7)

資料7 奥州市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

任期：令和7年6月27日から令和8年3月31日まで

No.	設置要綱による区分	団体等名称	役職	委員氏名
1	(1) 公募による者	公募		菅原 正
2		公募		広野 カツ子
3	(2) 行政区長	奥州市行政区長連絡協議会		朝倉 義勝
4	(3) 奥州市老人クラブ連合会の構成員	奥州市老人クラブ連合会	会長	佐々木 幸初
5	(4) 奥州市地域婦人団体協議会の構成員	奥州市地域婦人団体協議会		高野 紀代
6	(5) ボランティア団体の構成員	奥州市ボランティア連絡協議会	会長	菅野 好平
7	(7) 介護サービス事業者の役職員	胆江地区老人福祉施設連絡会		藤原 健一
8	(8) 障害福祉サービス事業者の役職員	岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会		村上 和男
9	(9) 児童福祉関係者	胆江地区保育協議会		佐々木 捺美
10	(13) 農業協同組合の役職員	岩手ふるさと農業協同組合		小野寺 穰
11	(14) 商工団体の役職員	奥州商工会議所	参与	菊地 浩明
12	(15) 社会福祉法人奥州市社会福祉協議会の役職員	奥州市社会福祉協議会	常務理事	千田 博文
13	(16) 奥州市民生児童委員協議会の構成員	奥州市民生児童委員連合協議会	副会長	佐藤 忠助
14	(17) 行政機関の職員	県南広域振興局保健福祉環境部	福祉課長	日向 磨机子
15		奥州警察署	生活安全課長	鈴木 秀和
16		奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	救急課長	高橋 清人
17	(18) 市長が必要と認める者	水沢地域福祉推進協議会	委員長	千葉 弘
18		江刺地域福祉推進協議会	委員長	高橋 善昭
19		前沢地域福祉推進協議会	委員長	千田 敏彦
20		胆沢地域福祉推進協議会	委員長	鈴木 公男
21		衣川地域福祉推進協議会	委員長	佐々木 金男
22		水沢地区町内会連絡協議会	会長	小原 君夫
23		奥州市身体障害者福祉会	会長	高橋 清
24		胆江地区育成会連絡会	代表	千葉 文夫
25		奥州市精神障害者家族会連合会	会長	菊池 恒夫
26		奥州市母子寡婦福祉協会	会長	小澤 幸子
27		一般社団法人奥州青年会議所	監事	菅原 正堯
28		NPO 法人 奥州わらすば	理事長	大内 玲子
29		胆江日日新聞社	編集局次長	菊地 義行

第4期奥州市地域福祉計画

『共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり』

令和8年3月策定

発行 奥州市福祉部福祉課

TEL 0197-24-2111(代表)

ホームページ <https://www.city.oshu.iwate.jp/index.html>
